

平成28年度

# 岐阜県交通安全実施計画



岐阜県交通安全シンボルマーク

岐阜県交通安全対策会議

# ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 1 項に基づき策定された「第 10 次岐阜県交通安全計画（平成 28 年度から平成 32 年度）」（以下「10 次計画」という。）を推進するため、同法第 25 条第 3 項に基づき、岐阜県の区域における陸上交通の安全に関し、平成 28 年度に国の指定地方行政機関及び県が講ずべき施策を計画的に推進するために作成したものです。

昨年の岐阜県の交通情勢は、人身交通事故件数 7,400 件（前年比 850 件減）、死者数 106 人（前年比 13 人増）、負傷者数 9,879 人（前年比 1,176 人減）となり、人身事故件数、死傷者数ともに 11 年連続で減少し、9 次計画の数値目標である死傷者数 13,000 人以下も達成しました。しかし、その一方で、死者数は前年を大幅に上回り、年間交通事故 24 時間死者数 100 人以下とする数値目標を 2 年連続で達成できませんでした。

なかでも、加速する高齢化に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合は約 6 割と高率のまま推移しており、特に、歩行者・自転車乗用中の被害が 6 割強を占めていること、また、シートベルト非着用者の死者数は 5 割強と高率であるなど、憂慮すべき状況が続いています。

今後も高齢者に対する安全対策を最重要課題とするとともに、幼児、小・中・高校生をはじめ一般成人に対しても歩行中・自転車乗用中の安全対策を実施し、かつ、全席シートベルト等の着用徹底、飲酒運転の根絶など、運転者に対する総合的な施策の推進に努めなければなりません。

このような状況を考慮し、この計画の実施に当たっては、10 次計画の目標に掲げる、「年間交通事故 24 時間死者数 80 人以下、死傷者数 9,000 人以下」の達成に向け、関係行政機関・団体が相互に緊密な連携を図り、諸施策を総合的かつ強力に推進するものとします。

# 目 次

## 第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
(2) 効果的な交通安全教育の推進	14
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	25
(5) 住民参加・協働の推進	26
2 安全運転の確保	
(1) 運転者教育等の充実	27
(2) 運転免許制度の改善	37
(3) 安全運転管理の推進	38
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	39
(5) 交通労働災害の防止等	47
(6) 道路交通に関する情報の充実	49
3 道路交通環境の整備	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	53
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	57
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	58
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	66
(5) 歩行空間のバリアフリー化	71
(6) 無電柱化の推進	72
(7) 効果的な交通規制の推進	73
(8) 自転車利用環境の総合的整備	74
(9) 高度道路交通システム（ITS）の活用	75
(10) 交通需要マネジメント（TDM）の推進	76
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	78
(12) 総合的な駐車対策の推進	82
(13) 道路交通情報の充実	86
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	90

4	車両の安全性の確保	
(1)	自動車の検査及び点検整備の充実	95
(2)	自動車アセスメント情報の提供等	101
(3)	安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車 (ASV)の普及の促進	102
(4)	リコール制度の充実・強化	103
(5)	自転車の安全性の確保	104
5	道路交通秩序の維持	
(1)	交通の指導取締りの強化等	105
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	108
(3)	暴走族対策の推進	109
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	114
(2)	救急医療体制の整備	125
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	126
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	127
(2)	損害賠償の請求についての援助等	128
(3)	交通事故被害者対策の充実強化	130

## 第2章 鉄道交通の安全

1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	134
(2)	運転保安設備等の整備	135
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	136
3	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	137
(2)	運転士の資質の保持	138
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	139
(4)	気象情報等の充実	140
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	142
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	143
4	救助・救急活動の充実	144

5	鉄道事故等の原因究明と再発防止	-----	145
<b>第3章 踏切道における交通の安全</b>			
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備の促進	-----	146
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	-----	147
3	踏切道の統廃合の促進	-----	148
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	-----	149

# 第1章 道路交通の安全

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア 幼児に対する交通安全教育

事業主体  
 環境生活部環境生活政策課  
 // 私学振興・青少年課  
 健康福祉部  
 子ども・女性局子育て支援課  
 教育委員会学校安全課  
 警察本部交通企画課

事業目的	心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させる。
事業計画の概要	<p>1 幼稚園、保育所等における交通安全教育          幼児交通安全クラブリーダー、交通安全教育班（警察本部）、市町交通指導員等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉え、親子ぐるみや三世代交流による交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。          なお、指導にあっては、国・県で作成した資料や紙芝居などの視聴覚教材を利用し、親子で実習するなど、分かやすい指導に努める。</p> <p>2 幼児交通安全クラブ（そうさんクラブ）の自主活動の支援          幼児交通安全教育指導者研修会等により、幼児交通安全教育に関し専門的な知識・技能を有する指導者の育成・養成に努める。          ○ 平成28年度 幼児交通安全教育指導者研修会対象人数：東濃地区約40人</p> <p>3 家庭における幼児交通安全教育の推進          (1) 交通安全「愛のひと声」運動の推進          交通安全「愛のひと声」運動を推進し、家庭における幼児交通安全教育を推進する。          (2) 幼児二人用自転車の利用促進と乗車用ヘルメットの着用徹底          幼児2人を自転車に同乗せる際は、安全基準を満たした幼児二人同乗用自転車の利用、及び子供が自転車に乗る際は、乗車用ヘルメットの着用徹底について広報啓発を推進する。</p> <p>4 チャイルドシート着用（使用）啓発推進事業（キッズセーフティ）の推進          県内の保育園等を対象に、JAF（日本自動車連盟）と連携し、シートベルト着用効果体験車（シートベルトコンビンサー）を活用した衝突体験及びチャイルドシートの正しい装着講習を実施し、シートベルト・チャイルドシート着用（使用）の推進を図る。          なお、その際は、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に関する広報啓発を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
// 私学振興・青少年課  
教育委員会学校安全課  
警察本部交通企画課

事業目的	心身の発達段階に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める。
事業計画の概要	<p>1 各学校における交通安全教育の充実 家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、児童の実態や地域の実情を踏まえた交通安全指導計画を作成し、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検整備、乗り物の安全な利用と自動車の機能（特にシートベルトの重要性）、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について、重点的に交通安全教育を実施する。 併せて、教職員を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。</p> <p>2 自転車等に関する交通安全の確保</p> <p>(1) 自転車安全利用五則等に基づいた交通安全教育の推進 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」に従った自転車の正しい乗り方や点検整備方法に関する交通安全教室等を開催し、交通安全ルールと交通マナーの周知を図る。</p> <p>(2) 自転車シミュレータの活用 自転車シミュレータを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(3) 危険回避実践能力の向上 CD-ROM教材等を活用し、児童自ら日常生活に潜む様々な危険に気づき、的確な判断の下に行動できるよう実践力を高める。</p> <p>(4) 自転車の安全利用推進月間の推進 岐阜県交通安全対策協議会が定める「自転車の安全利用推進月間(5月)」を活用し、体系的な交通安全教育を実施する。</p> <p>(5) 自転車乗車用ヘルメットの着用指導 自転車に乗る際は、乗車用ヘルメットを必ず着用するよう指導する。</p> <p>3 交通少年団の育成、指導 自転車の正しい乗り方及び通行方法に関する知識並びに技能向上を目的とした自転車交通安全教室・交通少年団自転車安全大会を開催する。 また、交通少年団の自主活動を促進するため、交通少年団指導者研修会を開催する。</p>



#### 4 シートベルト着用啓発推進事業（スクールセーフティ）

県内の小学校を対象に、JAF（日本自動車連盟）と連携し、シートベルト着用効果体験車（シートベルトコンビンサー）を活用した衝突体験事業を実施し、シートベルト・チャイルドシート着用（使用）の推進を図る。

なお、その際は、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、及び6歳以上であっても、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシートの又はジュニアシートを使用するよう広報啓発を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育

事業主体  
 環境生活部環境生活政策課  
 // 私学振興・青少年課  
 教育委員会学校安全課  
 警察本部交通企画課

事業目的	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。
事業計画の概要	<p>1 各学校における交通安全教育の充実              家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、生徒の実態や地域の実情を踏まえた交通安全指導計画を作成するとともに、MSJリーダーズ等による自主的な安全指導を実施し、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検整備、自動車等の特性と機能（特にシートベルトの重要性）、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。              なお、自転車に関する交通安全教育においては、「自転車安全運転チェックシート」を活用し、自転車運転における基本マナーの定着と向上を図る。              また、教職員を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。</p> <p>2 自転車等に関する交通安全の確保              (1) 自転車安全利用五則等に基づいた交通安全教育の実施              「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」に従った自転車の正しい乗り方や点検整備方法に関する交通安全教室等を開催し、交通安全ルールと交通マナーの周知を図る。              (2) 危険回避実践能力の向上              CD-ROM教材等を活用し、自ら日常生活に潜む様々な危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるよう、実践力を高める。              (3) 自転車の安全利用推進月間の推進              岐阜県交通安全対策協議会が定める「自転車の安全利用推進月間(5月)」を活用し、体系的な活動を実施する。              (4) 自転車乗車用ヘルメットの着用促進              自転車に乗る際は、乗車用ヘルメットを着用するよう指導する。</p> <p>3 自転車安全運転体験出前講座事業の推進（自転車シミュレータ）              「自転車シミュレータ」を活用し、自転車の安全な乗り方を身につけるとともに、自転車乗用時の交通安全意識の高揚を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 工 高校生に対する交通安全教育

事業主体

環境生活部環境生活政策課  
// 私学振興・青少年課  
教育委員会学校安全課  
警察本部交通企画課

事業目的	<p>日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成する。</p>
事業計画の概要	<p>1 各学校における交通安全教育の充実 家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、生徒の実態や地域の実情を踏まえた交通安全指導計画を作成し、MSリーダーズ等による自主的な安全指導を実施する。 なお、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性（特にシートベルトの重要性）、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるなど、免許取得前における交通安全教育を実施する。 なお、自転車に関する交通安全教育に際しては、「自転車安全運転チェックシート」を活用し、自転車運転における基本マナーの定着と向上を図る。 また、教職員を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。</p> <p>2 自転車等に関する交通安全の確保 (1) 自転車安全利用五則等に基づいた交通安全教育の実施 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」に従った自転車の正しい乗り方や点検整備方法に関する交通安全教室等を開催し、交通安全ルールと交通マナーの周知を図る。 (2) 危険回避実践能力の向上 CD-ROM教材等を活用し、自ら日常生活に潜む様々な危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるよう、実践力を高める。 (3) 自転車の安全利用推進月間の推進 岐阜県交通安全対策協議会が定める「自転車の安全利用推進月間(5月)」を活用し、体系的な活動を実施する。 (4) 自転車乗車用ヘルメット着用の利用啓発 自転車に乗る際は、乗車用ヘルメットを着用するよう啓発する。</p> <p>3 高等学校におけるバイク、自動車に関する交通安全教育 PTAと連携と図りながら、バイクと自動車については、「免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない」のいわゆる「四ない運動」（PTA推奨）の徹底を図る。</p>

なお、四季の交通安全運動において、全ての高校で「四ない運動」に関する啓発活動を実施する。

#### 4 自転車安全運転体験出前講座事業の推進（自転車シミュレータ）

「自転車シミュレータ」を活用し、自転車の安全な乗り方を身につけるとともに、自転車運転時の交通安全意識の高揚を図る。

# 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 才 成人に対する交通安全教育

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
教育委員会社会教育文化課  
警察本部交通企画課

事業目的	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実を図る。
事業計画の概要	<p>1 生活環境別の交通安全教育の充実</p> <p>自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の充実を図る。</p> <p>また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。</p> <p>大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実を図る。</p> <p>2 若年運転者に対する安全運転教育の推進</p> <p>(1) 免許取得後の運転者教育の推進</p> <p>運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上について、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。</p> <p>(2) 暴走追放三ない運動の推進</p> <p>暴走族・騒音暴走行為の追放のために、地域ぐるみで、暴走「三ない運動」を推進する。</p> <p>※「暴走族追放三ない運動」……「暴走をしない、させない、見にいかない」</p> <p>(3) 二輪車安全運転開催の開催</p> <p>二輪車安全運転大会を開催し、二輪車セーフティ・ライダークラブの拡充、育成に努め、クラブ員の二輪車等の安全利用の確保及び安全活動の促進を図る。</p> <p>3 自転車乗用者に対する安全指導の充実</p> <p>自転車の安全な乗車方法を確保するため、「自転車安全利用五則」に従った自転車の正しい乗り方について、広報・啓発を図る。</p> <p>また、岐阜県交通安全対策協議会が定める「自転車の安全利用推進月間(5月)」を活用し、体系的な活動を実施する。その際、自転車の乗車用ヘルメットを着用するよう啓発する。</p>

4 自転車安全運転体験出前講座事業の推進（自転車シミュレータ）

「自転車シミュレータ」を活用し、自転車の安全な乗り方を身につけるとともに、自転車運転時の交通安全意識の高揚を図る。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 力 高齢者に対する交通安全教育

事業主体

環境生活部環境生活政策課

健康福祉部高齢福祉課

警察本部交通企画課

事業目的	<p>運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させる。</p>
事業計画の概要	<p>1 各種交通安全教育普及事業等の充実</p> <p>(1) 多様な機会を活用した交通安全教育の実施 社会教育活動、福祉活動、各種イベント等の機会を活用し、関係機関・団体と連携した地域ぐるみの交通安全教育を実施する。</p> <p>(2) 高齢者世帯訪問事業の実施 交通安全女性、交通指導員及び民生委員等が、老人クラブ未加入、運転免許非保有者など、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、高齢者世帯を訪問し、反射材の普及を図るなど交通安全意識の向上を目的とした「高齢者世帯訪問事業」を実施する。</p> <p>(3) 老人クラブにおける交通安全部会、交通安全委員の設置の促進 老人クラブに交通安全部会及び交通安全委員の設置を促進し、交通安全活動を積極的に推進することにより、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(4) 県老人クラブ連合会における交通安全教育の推進 県老人クラブ連合会の機関紙及び高齢者教室等の研修会を通じて交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(5) 高齢者に対する交通指導體制の充実 高齢者交通安全指導員を各小学校区単位で委嘱し、地域交通安全活動推進委員とともに高齢者に対する個別指導及び各種会合での助言等を実施し、交通安全思想の啓発を図る。</p> <p>(6) 「高齢者交通安全大学校」の開設による交通安全活動の推進 高齢者の自発性を促すとともに、交通安全教育指針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、「高齢者交通安全大学校」を開設し、高齢者の事故実態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を集中的・継続的に実施する。</p> <p>(7) 高齢歩行者等実技講習(シルバー・セーフティ・スクール)による交通安全教育の推進 運転免許を保有しない高齢者を対象に指定自動車教習所において、教習用自動車に同乗させ、自動車運転者からみた歩行者、自転車乗用者の危険行動などを実際に体験させ、安全行動のあり方について教育する「シルバー・セーフティ・スクール」を開催</p>

するとともに、受講を奨励する。

- (8) 高齢者が安心して暮らせる出前講座の実施  
県職員が地域へ出向き、高齢者に対する交通安全、防犯、消費者トラブルの啓発を促す。
- (9) 高齢運転者実技講習(シルバー・ドライビング・スクール)による交通安全教育の推進  
普通免許を保有する高齢者を対象に指定自動車教習所において、運転機能をチェックし、安全な運転について教育する「シルバー・ドライビング・スクール」を開催するとともに、受講を奨励する。
- (10) 参加・体験・実践型交通安全教育(出前講座)の推進
  - ア 歩行環境シミュレータを活用した道路横断の疑似体験により、安全な道路の渡り方や加齢に伴う身体機能の変化等についての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の出前講座を推進する。
  - イ 自転車シミュレータを活用した自転車運転時の疑似体験により、自転車の安全な乗り方を身につけるとともに、自転車運転時の交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の出前講座を推進する。
- (11) 各種広報啓発活動等の促進
  - ア 高齢運転者標識(高齢者マーク)表示促進  
70歳以上の高齢運転者に対し、運転車両に高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示するように促す。
  - イ 反射材用品の活用等交通安全用品の普及促進  
反射材用品の効果広報とともに、「自分の身は自分で守る」「反射材は車に対する思いやり」を合言葉に、反射材用品の活用と普及を促進する。
  - ウ 運転免許自主返納制度の周知徹底と支援施策の促進  
身体機能の衰えを自覚する高齢運転者やその家族などに対し、運転免許証の自主返納制度について周知を図るとともに、関係機関・団体による自主返納制度に係る支援施策の促進に努める。
  - エ 電動車いす利用者に対する交通安全教育  
関係機関・団体等と連携し、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進を図る。
  - オ 自転車乗車用ヘルメットの普及促進  
自転車乗用中の高齢死者の多くが頭部の負傷していたことを踏まえ、自転車乗用ヘルメットの普及促進を図る。

## 2 高齢者交通死亡事故抑止総合対策の推進

- (1) 「交通安全ピカピカ運動」の推進  
夜間に外出する際には、明るい色の服装や反射材用品(夜光タスキ・反射テープ・自転車装着用反射材等)を身に付ける習慣を、県民一人一人に普及し、交通歩行者等の交通安全意識の向上及び夜間の交通事故防止を図る「交通安全ピカピカ運動」(平成10年8月6日岐阜県交通安全対策協議会決定)を一層推進する。  
同時に、高齢者を中心とした「反射材用品直接貼付作戦」を推進する。
- (2) 「高齢者いきいき作戦2016ぎふ」の推進  
高齢者の交通事故抑止と高齢者が安全に安心して住める交通社会を実現するため、交通安全教育・交通安全施設整備・交通指導取締りを実施するとともに、高齢歩行者等危険エリアを指定して高齢者家庭に対する訪問指導や緊急高齢者家庭訪問指導、夜光反射



材用品の直接貼付等の施策を、総合的かつ効果的に推進する。

- (3) 岐阜県交通安全対策協議会高齢者交通事故防止部会の実施  
「岐阜県交通安全対策協議会高齢者交通事故防止部会」（平成12年10月18日設立）  
において、今後の高齢者交通安全対策についての検討を必要に応じて行う。
- (4) 高齢者交通安全指導ネットワーク化の推進  
高齢社会に対応した高齢者の交通事故防止を図るため、市町村単位に関係機関・団体、各種ボランティアを結集してネットワーク化を促進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 キ 障がい者（児）に対する交通安全教育

事業主体

環境生活部環境生活政策課

健康福祉部障害福祉課

警察本部交通企画課

事業目的	障がいの程度に応じ、家庭及び福祉活動等での交通安全教育の指導、普及を図るとともに、関係機関との連携を図り、各種交通安全施策を実施する。
事業計画の概要	<p>1 各種交通安全教育普及事業の実施</p> <p>(1) 市町村等の諸行事等における交通安全教育の実施 市町村等における各種イベント等において、関係機関・団体と連携を図り、交通安全について指導する。</p> <p>(2) 障がい者（児）に対する交通安全指導の推進 地域における各種福祉活動の中で、障がい者（児）に対する交通安全指導を実施する。</p> <p>2 交通安全ピカピカ運動の推進 夜間に外出する際には、明るい色の服装や反射材用品（夜光タスキ・反射テープ・自転車装着用反射材用品等）を身に付ける習慣を、県民一人一人に普及し、歩行者や自転車乗用者の交通安全意識の向上及び夜間の交通事故防止を図る「交通安全ピカピカ運動」（平成10年8月6日岐阜県交通安全対策協議会決定）を一層推進する。</p> <p>3 障がい者（児）に対する「思いやりある」交通安全思想等の普及促進 視覚障がい者が周囲にサポートを求めている合図の白杖SOSシグナルの他、道路交通法上の表示車両に対する保護を義務付けられた聴覚障害者標識、身体障害者標識について普及促進を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育

事業主体

環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
清流の国推進部  
清流の国づくり政策課  
商工労働部観光誘客課

事業目的	日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的に、外国人交通安全教育指導員等を効果的に活用し、交通安全教育を推進する。また、外国人向けの教材の充実を図り、効果的な交通安全教育を推進するなど、外国人を雇用する事業者、留学生などが在籍する教育機関等の理解を深める。
事業計画の概要	<p>1 定住外国人（主にブラジル人・フィリピン人）への対応 可茂・西濃地域に多く在住するブラジル人や近年、岐阜・可茂地域で増加傾向にあるフィリピン人に対し、外国人交通安全教育指導員による交通安全教育等を実施する。</p> <p>2 交通安全教育の実施 外国人向け「交通安全教育テキスト（5カ国語）」を活用した交通安全講習会等により、交通法規遵守意識の醸成を図る。</p> <p>3 関係団体との連携 外国人労働者等受入企業連携推進会議、岐阜地域留学生交流推進会議と連携する等在住外国人の交通安全教育・指導を促進する。 また、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(2) 効果的な交通安全教育の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課

事業目的	交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、県民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。
事業計画の概要	<p>1 参加・体験・実践型教育方法の積極的な活用 対象者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度 県事業『出前講座』 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢歩行者等交通安全体験事業（歩行環境シミュレータ） 30回</li> <li>自転車安全運転体験事業（自転車シミュレータ） 40回</li> </ul> </li> </ul> <p>2 関係機関・団体相互の連携 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。</p> <p>3 効果的な教育手法の開発・導入 対象者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。 さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車シミュレータ・スキルアップ講習会の開催 講習担当者を対象に、自転車事故情勢、自転車保険、自転車シミュレータ機器取扱い要領などに関するスキルアップ講習会の開催し、担当者の講習技能の向上を図る。</li> </ul>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ア 交通安全運動の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
// 高速道路交通警察隊  
中日本高速道路株式会社

事業目的	<p>交通安全思想の普及徹底を図るため、四季の交通安全運動をはじめ交通安全「愛のひと声」運動等を、県民総参加の下に推進し、交通安全意識の向上に努める。</p> <p>また、交通安全推進体制の強化・充実を図るとともに、各種表彰制度を効果的に活用して、県民の交通安全意識の高揚及び交通安全運動への積極的な参加を促進する。</p>
事業計画の概要	<p>1 交通安全運動推進体制の充実強化</p> <p>交通安全運動を効果的に推進するために、各実施機関、団体相互の連携を一層密にするとともに、自動車ディーラー等の参加も促進する等、組織の強化を図り運動の趣旨が広く県民に浸透するよう努める。特に、市町村においては、地域における交通安全推進団体である市町村交通安全対策協議会等を中心に体制の充実、強化を図る。</p> <p>2 年間運動の推進</p> <p>県民一人ひとりが、交通安全知識を身に付け、交通ルールの厳守とマナーの実践を図るため、次の年間運動を実施する。</p>
運動名	内 容
県民交通安全の日	毎月15日に、県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの実践を習慣付けるため、交通安全家族会議の開催及び「愛のひと声」運動を実践する。
交通安全「愛のひと声」運動	地域・家庭・職場等において交通安全意識の高揚を図るため、“今日も気を付けてね”等呼びかける、交通安全「愛のひと声」運動の普及を図る。
「スロー・ドライブ ぎふ」運動	交通事故の発生原因が主として車のスピードの出し過ぎに起因することから、制限速度を守るだけでなく、道路や交通の状況に応じた安全な速度で、ゆとりを持って走る習慣の徹底を図る。
交通安全ピカピカ運動	薄暮から夜間にかけて、歩行者、自転車乗用者の交通事故被害を防ぐため、反射材等の着用、自転車用反射材用品の装着等の実践を指導する。
「交通マナーアップぎふ」交通安全キャンペーン	「交通マナー たかめて安全 ぎふの路」をスローガンに、道路を利用する一人ひとりが交通マナーを高めて、思いやりとゆすり合いの心を持ち、快適な交通環境づくりに努める。

### 3 四季の交通安全運動等の実施

岐阜県交通安全対策協議会の主唱の下に、交通事故の防止を図るため、県民に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、次の交通安全運動を関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみで実施する。

- 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）  
交通事故死ゼロを目指す日（4月10日）※ 当該運動と連動した取り組みを行う
- 夏の交通安全県民運動（7月11日～7月20日）
- 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）  
交通事故死ゼロを目指す日（9月30日）※ 当該運動と連動した取り組みを行う
- 年末の交通安全県民運動（12月11日～12月20日）

### 4 交通安全月間等の実施

上記四季の交通安全運動の他、定められている次の月間等を重点期間とし、県市町村が関係機関・団体及び地域住民とともに一体となって実施する。

- 自転車の安全利用推進月間（5月）
- シートベルト・チャイルドシート着用強調月間（6・10月）
- トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン（9月21日から12月31日）

### 5 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動については、岐阜県警察本部高速道路交通警察隊と中日本高速道路株式会社が合同で、サービスエリアやパーキングエリア、インターチェンジ入口等において、各種交通事故防止キャンペーンを実施し、交通安全啓発チラシ・グッズ等を配布するとともに、ポスターの掲示、横断幕・懸垂幕の掲出、道路情報板及びハイウェイラジオ等による交通安全広報を実施し、高速道路における運転マナー及び交通安全に対する意識の高揚を図る。

### 6 表彰制度の活用

交通安全思想の普及啓発活動等に貢献した個人、学校、団体、優良運転者等に対する表彰制度を効果的に運用し、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全活動への積極的な参加を促進する。

- 交通安全功労者表彰（個人、学校、団体）
- 優良運転者表彰
- 交通死亡事故ゼロ継続市町村表彰

### 7 交通安全活動効果の事後検証・評価

以後の活動をより効果的なものとするとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の認識を深めるため、事後に検証・評価する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底	〔事業主体 環境生活部環境生活政策課 警察本部交通企画課 // 運転免許課〕
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 イ 自転車の安全利用の推進	

事業目的
<p>四季の運動及び「自転車の安全利用推進月間（5月）」を重点に、自転車は車両であることを基本に、「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、自転車運転者講習制度も含め、道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を行う。</p>
事業計画の概要
<p>1 「自転車安全利用五則」の周知徹底          「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。</p> <p>2 損賠賠償責任保険等への加入促進          自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、損害賠償責任保険等への加入を加速化するための啓発を推進する。</p> <p>3 自転車運転者講習制度の適切な運用          自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。</p> <p>4 自転車の安全性の確保          薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを啓発する。</p> <p>5 幼児二人同乗用自転車等の普及促進          安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。</p> <p>6 乗車用ヘルメットの着用促進          (1) 幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図る。          (2) 高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進するための啓発を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい着用の徹底

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課

事業目的	シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法についての理解を求め、後部座席を含めた全ての座席における正しい着用の徹底を図る。
事業計画の概要	<p>1 全ての座席におけるシートベルト等着用の徹底 後部座席を含めた自動車の全乗車員についてシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、交通指導取締りや各種講習等あらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像の視聴やシートベルトコンビンサーによる衝突体験を行うなど、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。</p> <p>2 交通安全教材等の作成 シートベルトの着用による被害軽減効果等を紹介する交通安全教材等を作成し、関係団体に提供する。</p> <p>3 チャイルドシートの正しい着用（使用）の徹底 チャイルドシートの着用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、病院、販売店等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会などを開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図るとともに、衝突実験映像の視聴やシートベルトコンビンサーによる衝突体験を行うなど、着用による被害軽減効果を体験できる交通安全教育を推進する。 また、6歳以上であっても、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。</p> <p>4 チャイルドシート再利用等の促進 自治体や交通安全団体によるチャイルドシート購入助成制度、レンタル、リサイクル等の活動を促進する。</p> <p>5 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」の推進 岐阜県交通安全対策協議会が定める「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」を活用し、シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底を図る。 (期間：6月1日～6月30日、10月1日～10月31日)</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底	事業主体 環境生活部環境生活政策課 警察本部交通企画課
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 才 反射材用品等の普及促進	

事業目的	重大事故が多発する傾向にある薄暮の時間帯から夜間にかけての時間帯（いわゆる「魔の時間帯（16時～20時）」における交通事故を防止するため、下記の施策を推進する。
事業計画の概要	<p>1 広報啓発の推進 夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。</p> <p>2 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施する。</p> <p>3 反射材用品等の普及促進 反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。 また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。</p> <p>4 「トワイライト・オン（早めのライト点灯）」キャンペーンの推進 秋の全国交通安全運動を皮切りに実施される「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」（期間9月21日～12月31日）を有効に活用し、反射材用品等の普及を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 力 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
// 運転免許課

事業目的	飲酒運転の根絶を図るため、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民意識の確立を図る。
事業計画の概要	<p>1 飲酒運転を許さない社会環境づくり 飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。 特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知させるとともに、平成21年6月から酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限や、酒気帯び運転に対する違反点数が引き上げられたことについて周知徹底させることにより、飲酒運転の抑止を図る。 また、酒類製造・販売業者、酒類を提供する飲食店、駐車場経営者等による飲酒運転根絶に向けた自主的な取組みを促進する。</p> <p>2 飲酒運転追放三ない運動 「飲酒運転追放三ない運動」（「乗らない」、「飲まない」、「飲ませない」）を合言葉に、家庭、地域、職場等が一体となった飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。</p> <p>3 ハンドルキーパー運動 飲食店へクルマで赴く時は、飲酒しない者を決め、その者が他の者の送迎を行う「ハンドルキーパー運動」の普及・実践を図る。</p> <p>4 乗り合わせキャンペーン あらかじめ同一方向に住んでいる人やお酒を飲まない人と連絡を取り合い、車の乗り合わせや公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>5 スリーチェックキャンペーン 「家庭では、二日酔いの確認」、「職場では、帰宅手段の確認」、「飲食店では、運転者（ハンドルキーパー）の確認」を行う、スリーチェックキャンペーンを促進する。</p> <p>6 運転者教育の推進 運転シミュレーター、飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した飲酒運転の危険性の理解を重点とする運転者教育を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 キ 危険ドラッグ対策の推進

事業主体

環境生活部環境生活政策課  
教育委員会学校安全課  
警察本部交通企画課

事業目的	危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図り、危険ドラッグに起因する交通事故の根絶を図る。
事業計画の概要	<p>1 広報啓発活動の推進 各種交通安全活動の際に「危険ドラッグ」の危険性のほか、「危険ドラッグ」を使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>2 安全教育の推進 教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。</p>

# 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ク 効果的な広報の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課

事業目的	<p>県民の交通安全に対する関心及び交通マナーの高揚を図るため、各種広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を行う。</p>
事業計画の概要	<p>1 ラジオ・テレビによる広報</p> <p>(1) 「交通安全“愛のひと声”運動」に基づくラジオによる広報 ラジオ放送により交通安全意識の向上を図る交通安全「愛のひと声」運動を推進する。 また、四季の交通安全運動時には県民によるメッセージ（安全運転宣言、交通安全に対する意見、シートベルト着用宣言等）を収録し、ラジオスポット放送することにより、交通安全意識の普及を図る。</p> <p>(2) ラジオ番組「県政の窓」「ハッピードライブ」による広報 四季の交通安全運動の推進事項、交通事故状況、事故防止ワンポイントアドバイス等について「県政の窓」(随時)・「ハッピードライブ」(月～金曜)等を通じて放送し、周知を図る。</p> <p>2 機関誌・広報紙・新聞等による広報</p> <p>(1) 「ふれあい(くらしと県政)」による広報 県広報紙「ふれあい(くらしと県政)」により、随時交通安全に関する広報を行う。</p> <p>(2) 新聞による広報 計画的に紙面を確保し、四季の交通安全運動等について掲載する。</p> <p>3 その他の媒体による広報</p> <p>(1) 広報車・有線放送等による広報 四季の交通安全運動、死亡事故多発時において、県、警察及び市町村が一体となって、広報車による啓発活動を実施するほか、市町村の有線放送等により周知徹底を図る。</p> <p>(2) ファックス(らびい通信システム)等による広報 随時、警察本部から県内市町村等の関係機関・団体に対して、 ・ファックス(らびい通信システム)・・・109箇所 ・インターネットのメール送信・・・101箇所 に交通関係情報を提供するとともに、警察のホームページに広報紙「らびい通信」を掲載し、周知徹底を図る。</p> <p>(3) 広告塔等による広報 広告塔・電光ニュース・懸垂幕等により、交通安全の啓発を図る。</p> <p>(4) インターネットによる広報 環境生活政策課のホームページに、四季の交通安全運動の広報、各種の情報を、交通企画課のホームページに交通事故の統計分析を掲載し、交通事故防止の周知徹底を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ケ その他の普及啓発活動の推進

事業主体

環境生活部環境生活政策課  
教育委員会学校安全課  
警察本部交通企画課  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	県内の交通事故情勢を分析し、その状態に合わせた交通安全啓発を四季の交通安全運動等あらゆる機会を通し、関係機関・団体と連携の上、普及啓発する。
事業計画の概要	<p>1 高齢運転者標識の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及の促進を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないなど保護意識の高揚を図る。</p> <p>2 薄暮の時間帯から夜間にかけての時間帯における交通事故防止に係る広報 (1) 例年10月から12月における薄暮の時間帯から夜間にかけての時間帯（いわゆる「魔の時間帯（16時～20時）」に重大事故が多発する傾向にあることから、秋の全国交通安全運動を皮切りに実施される「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」（期間9月21日～12月31日）を有効に活用し、自動車の薄暮時における早めのライト点灯、自転車の灯火点灯の徹底を促進する。 (2) 歩行者、自転車利用者に対し、運転者からの視認性の高い服装の着用や、反射材用品の活用を促す。 (3) 夜間（日の入りから日の出）の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態、およびその危険性を周知する。</p> <p>3 二輪車運転者用プロテクターの普及啓発 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携し広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。</p> <p>4 交通事故情報の提供 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。</p> <p>5 自動車アセスメント情報等の提供 自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法</p>

に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車メーカーの情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

6 「自転車の安全利用推進月間」の推進

自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナー向上を図り、交通事故と危険・迷惑行為を防止する。（期間：5月1日～5月31日）

7 交通安全運動期間における高校生に対する指導・啓発

四季の交通安全運動期間の初日を中心に、県内すべての高等学校が校門や学校近辺の危険箇所等で、交通安全指導や啓発活動を実施する。

8 交通死亡事故多発非常事態宣言等の発令

- (1) 県内において交通死亡事故が多発した際、岐阜県交通安全対策協議会が定める「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」の基準に達した場合で会長が発令の必要があると認めた場合は、機を失することなく非常事態宣言等を発令し、地域住民に対し交通安全意識を喚起するとともに、官民一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故の発生を抑止する。

※ 発令の基準 ※

種 別	内 容
非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故死者の対前年増加数が全国ワースト1位となったとき</li> <li>・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき</li> <li>・ 3以上の圏域において、地域警報が発令されたとき</li> <li>・ 当月の県内交通事故死者数が16人に達したとき</li> </ul>
地域警報	当月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合
岐 阜	7人
西濃・揖斐	4人
中濃・可茂	4人
東濃・恵那	3人
飛 騨	3人

- (2) 交通死亡事故非常事態宣言等が発令された場合、各関係機関はあらかじめ具体的に推進すべき事項（マニュアル）に基づき各種交通安全対策を講じる。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課

事業目的	岐阜県交通指導員連絡協議会、岐阜県交通安全女性協議会、その他交通安全団体等を対象に各種研修会を開催するとともに、資料提供などを積極的に行い資質の向上を図る。
事業計画の概要	<p>1 関係機関・団体等の交通安全活動の促進 自治会、交通安全協会及び自動車関係団体等の民間団体が、交通事故防止に関する広報、安全運転講習会等を実施し、地域住民の交通ルールの遵守、交通マナーの実践を推進するよう指導する。</p> <p>2 コミュニティリーダー（地域のリーダー）の育成 地域に密着した交通事故防止対策を推進するため、老人クラブ、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の指導者を対象に、県内事故状況や交通事故防止対策の説明及び講演会などを内容とした研修会を実施し、コミュニティ活動等を通じた交通安全活動の活性化とコミュニティリーダーの資質の向上を図る。</p> <p>3 交通安全女性の育成・指導 県交通安全女性協議会を通じて、市町村交通安全女性（婦人）連絡協議会及び交通安全女性の育成を図るとともに、全国交通安全母の会連合会との連携強化を図る。また、共催事業に対する積極的な取り組みについて指導する。</p> <p>4 交通指導員の育成 県交通指導員連絡協議会を通じて、市町村交通指導員の資質の向上と情報交換を目的に研修会を開催する。</p> <p>5 民間交通安全指導員等との連携 交通安全ボランティア団体等との連携を積極的に図る。</p> <p>6 高齢者交通安全指導ネットワーク化の促進 高齢社会に対応した高齢者交通事故防止を図るため、市町村を単位に関係機関・団体、各種ボランティアを結集してネットワーク化を促進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	1 交通安全思想の普及徹底
細目	(5) 住民の参加・協働の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課

事業目的	住民の安全意識の向上を図るため、住民の参加・協働を積極的に進める活動を行う。
事業計画の概要	<p>交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。</p> <p>このような観点から、住民や道路利用者による「ヒヤリ地図」の作成や交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような取組を進める。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

事業主体  
警察本部運転免許課

事業目的	人に優しい運転者を育成するとともに、危険予知・危険回避能力の向上を図るため、次の施策を実施する。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「運転免許センター」の具体的事務の推進 県民の利便に配慮した「運転免許センター」を実現させるための具体的事務を推進する。</li> <li>2 指定自動車教習所等に対する指導監督の徹底 指定自動車教習所等に交通事故分析結果等を積極的に資料提供するとともに、教習水準の維持向上に努めるよう指導監督の徹底を図る。</li> <li>3 初心運転者に対する教育内容の充実 指導員等を重大事故現場等に招致して研修し、初心運転者に対する教育内容の充実を図る。</li> <li>4 教習資器材の開発・活用 教習生が体験的な教習ができるよう、創意工夫をこらした教習資器材の開発、活用に努めるとともに、教習体制の整備を図る。</li> <li>5 危険要因を基礎とした取得時講習の充実 一般・高速道路における交通事故の実態の分析から把握した、危険要因等を基礎とした取得時講習の充実を図る。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実

事業主体  
警察本部運転免許課

事業目的	<p>運転者に、危険識別能力の開発及び個々の交通場面における運転のノウハウ等の教育に努め、先を読み、打つ手を考えるといった読みの深い運転を身に付けさせ、刻々変化する交通社会に正しく反応できるような運転者を育成する。</p> <p>また、違反をした受講者の自主的な改善努力を促し、安全運転に必要な技能及び知識について、その足りない部分や、誤って身につけている部分を補い又は矯正させるため、次の施策を実施し、交通事故防止を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 更新時講習 優良運転者、一般運転者、違反運転者及び初回更新者の区分に応じた更新時講習の充実を図る。特に、一般運転者及び違反運転者及び初回更新者については、地域における交通の状況を踏まえつつ、運転者の心構え、義務といった運転者の資質の向上に関すること及び安全運転に必要な知識等の習熟に努める。</p> <p>2 高齢者講習 70歳以上の者を対象に、身体機能の低下を自覚させるとともに、高齢運転者の事故分析に基づいた安全運転の方法を理解させるための講習を実施する。特に75歳以上の者については、講習予備検査の結果に基づいた、きめ細かい講習を実施することにより、安全運転の継続を支援する。</p> <p>3 初心運転者講習 運転免許取得後1年未満の者が、道路交通法等に違反する行為を犯して一定の基準に該当したときは、車種別に少人数のグループを編成し、グループディスカッション、路上における運転練習、危険予知、回避訓練等を取り入れた講習を行い、その者の自主的な改善努力の機会を与え、不足部分等を補い、矯正する。</p> <p>4 取消処分者講習 受講者の運転に関する心理的・性格的運転適性を可能な限り詳細に把握し、それを踏まえて受講者が事故や違反を起こすことなく安全に運転することができるよう、個別的、かつ、具体的な指導を行う。</p> <p>5 停止処分者講習 免許の停止処分を受けた者等に対して任意に行われるものであるが、講習は心理的・性格的適性面での危険性の改善を狙いとして、性格的運転適性検査とこれに基づく安全運転指導等を行い、その効果を高める。</p> <p>6 違反者講習 自らが選択した社会参加活動又は実車講習を行うことにより、運転者としての自覚・自制を促し、危険性を改善するなど運転者としての資質の向上を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
// 運転免許課

事業目的	二輪車等の特性、四輪ドライバーからの二輪車に対する見え方を理解させたい。事故事例を中心とした運転のノウハウ、すなわち、先を読み、打つ手を考えるといった頭脳的な運転法を身に付けさせ、危険識別能力を高めるため、次の施策を実施し、二輪車の交通事故防止を図る。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の充実 大型・普通二輪車講習の充実を図るため、指定自動車教習所に対する指導を強化し、講習水準の向上を図る。</li> <li>2 原付技能講習の積極的開催の働きかけ 指定自動車教習所に対して、普通自動車教習生を対象とした原付技能講習の積極的開催を働きかける。</li> <li>3 効果的な原付講習の実施 原付免許取得予定者に対しては、原付講習の委託先と連携を密にし、効果的な原付講習を実施する。</li> <li>4 二人乗りに対する交通安全教育の徹底 セーフティライダーズクラブ等二輪愛好団体や各種講習を通じて自動二輪車の二人乗りに関する正しい技能及び知識の普及に努める。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 工 高齢運転者対策の充実

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
// 運転免許課

事業目的	加齢に伴う身体機能の変化を客観的に把握させ、これに応じた運転に必要な技能と知識の向上を図る。
事業計画の概要	<p>1 高齢運転者実技講習の実施 65歳以上の普通免許を保有する高齢者に対しては、高齢運転者実技講習（シルバー・ドライビング・スクール）の受講を勧奨する。</p> <p>2 運転適性診断の実施 CRT運転適性検査器、対応能力検査機（点灯くん）、動体視力計による検査に基づいた個別安全運転指導を推進する。</p> <p>3 高齢者事故の特性に対応した交通安全教育、広報啓発の実施 高齢運転者教育の一環として、高齢運転者が自己の特性を認識し、安全運転に努めることができるような教材の配布等の交通安全教育と広報啓発を実施する。</p> <p>4 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の普及促進 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の普及促進を図る。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう保護意識の高揚を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保	( 事業主体 環境生活部環境生活政策課 警察本部交通企画課 // 運転免許課       )
細目	(1) 運転者教育等の充実 才 高齢運転者支援の推進	

事業目的	自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
事業計画の概要	<p>1 運転経歴証明書制度の周知 判断力や視力の低下など身体機能の衰えを自覚する高齢運転者及び家族に対して、申請による運転免許証の取消し制度（自主返納）、並びに運転免許経歴証明書制度の周知を図る。</p> <p>2 運転免許証を自主返納した者に対する各種支援措置の整備・拡充 運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、自治体による持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努める。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 カ シートベルト、チャイルドシート及び 乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
警察本部交通企画課  
// 交通指導課

事業目的	<p>運転者等の交通安全意識の高揚と、交通事故による被害の軽減を図るための各種会議、講習会、街頭活動等の機会を通じて、後部座席を含めたシートベルト着用、乗車用ヘルメット着用及び同乗する幼児のチャイルドシートの使用とその有効性を指導・啓発し、徹底を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 広報啓発の推進 四季の交通安全運動、シートベルト・チャイルドシート着用強調月間（6月、10月）等あらゆる機会を通じて、関係機関・団体と連携し、着用効果、非着用時の危険性等を広報し、後部座席を含む全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用を推進する。</p> <p>2 シートベルト等着用義務違反の指導取締り強化 上記月間を重点に、シートベルト等着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進する。</p> <p>3 チャイルドシート着用（使用）啓発推進事業の推進 JAF（日本自動車連盟）と連携し、シートベルト着用効果体験車（シートベルトコンピュンサー）を活用した衝突体験及びチャイルドシートの正しい装着講習を実施し、シートベルト・チャイルドシート着用（使用）の推進を図る。 その際は、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に関する広報啓発を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 キ 自動車安全運転センターの活用

〔 事業主体  
警察本部交通企画課 〕

事業目的	自動車安全運転センター安全運転中央研修所における参加・体験・実践型の各種交通安全教育の受講を積極的に推進する。
事業計画の概要	自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転者教育や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の受講を勧奨する。また、地域・職域における無事故・無違反コンクールの参加促進を図る。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 ク 自動車運転代行業の指導育成等

〔事業主体  
警察本部交通企画課  
// 交通指導課〕

事業目的	立入検査をはじめあらゆる機会を通じて営業実態を的確に把握するとともに、違法行為に対する厳正な取締りを実施し、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図る。
事業計画の概要	<p>1 実態把握の徹底 営業活動の視察、立入検査などを計画的に実施し、営業実態の的確な把握に努める。また、中部運輸局岐阜運輸支局、県都市公園整備局公共交通課等の関係機関と連携を図り、違法行為に関する情報の収集に努める。</p> <p>2 厳正な指導取締りの推進 無免許運転の下命・容認を始め、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為を認めた場合には時機を失することなく厳正な取締りを行う。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 ケ 自動車運送事業等に従事する運転者 に対する適性診断の充実

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断を徹底し、自動車運送事業等の安全を確保する。								
事業計画の概要	<p>1 自動車事故対策機構等において実施する自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上及び診断機器の充実を図るとともに、受診の促進と受診者の利便向上を図るため、毎月第一・第三土曜日においても適性診断を実施する。</p> <p>また、その診断結果に基づき適切な助言・指導を行い、運転者に対する安全運転のための指導教育の充実を図る。</p> <p>平成28年度診断目標</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>バス</td> <td>706人</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>497人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>4,354人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,557人</td> </tr> </table> <p>2 同機構等において、適齢診断（65歳以上）及び申し出のあった場合に夜間視力診断を実施し、運転者に対する適性診断の充実を図る。</p>	バス	706人	タクシー	497人	トラック	4,354人	計	5,557人
バス	706人								
タクシー	497人								
トラック	4,354人								
計	5,557人								

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(1) 運転者教育等の充実 □ 危険な運転者の早期排除

〔 事業主体  
 警察本部運転免許課 〕

事業目的	行政処分制度の迅速・的確な運用を行い、危険な運転者の早期排除を図る。
事業計画の概要	<p>1 「仮（準）停止制度」を始めとする行政処分の迅速・的確な執行          危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため運転免許の「仮（準）停止制度」を積極的に適用し、危険な運転者に対する迅速・的確な処分執行に努める。</p> <p>2 危険ドラッグ使用運転者等に対する迅速・的確な行政処分の執行          危険ドラッグを使用して交通事故等を起こした運転者等に対し、迅速・的確な行政処分を執行し、危険運転者等の早期排除に努める。</p> <p>3 運転に支障を及ぼす病気の疑いのある者に対する適切な措置          運転に支障を及ぼす病気の疑いのある者を発見した場合は、臨時適性検査を積極的に実施し、危険運転者等の早期排除に努める。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(2) 運転免許制度の改善

〔 事業主体  
警察本部運転免許課 〕

事業目的	<p>県民の立場に立った運転免許業務を行うため、交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減及び利便性の向上を図る。</p>
事業計画の概要	<p>手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。</p> <p>さらに、運転免許施設における障がい者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保	( 事業主体 警察本部交通企画課 // 交通指導課 )
細 目	(3) 安全運転管理の推進	

事 業 目 的	事業所における安全運転管理の徹底を図るための施策を実施する。
事 業 計 画 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全運転管理者等未選任事業所の発見強化 2月中を未選任事業所発見強化期間として、未選任事業所に対する安全運転管理者選任指導等を強化する。</li> <li>2 安全運転管理業務指導 事業所訪問を通じ、交通安全教育等の管理業務の適正な推進を指導する。また、安全運転管理が優良な事業所・関係者の表彰を行う。</li> <li>3 研修の受講促進 安全運転中央研修所等において実施される研修への受講を促進する。</li> <li>4 自発的な地域参加活動の促進 安全運転管理事業所の青年部会（若年運転者）を中心とした地域の交通安全活動への参加を促進する。</li> <li>5 行政措置による再発防止の徹底 事業活動に伴う悪質な積載制限超過、無免許運転等の下命・容認事案等については、自動車の使用者に対する指示及び使用制限等の行政措置を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との連携を強化して再発防止の徹底を図る。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

〔 事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局 〕

事業目的	事業所における運行管理の徹底を図るための施策を実施する。絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、自動車運送事業者に対し安全マネジメントを導入し、現場まで一丸となった安全性の向上義務、運輸安全マネジメントの浸透、定着を図るとともに、取組状況の評価を行う。
事業計画の概要	<p>1 自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講義務の徹底を推進する。</p> <p>2 事業者等の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 イ 自動車運送業者に対するコンプライアンスの徹底

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局  
岐阜労働局〕

事業目的	飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するなどし、労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図る。
事業計画の概要	<p>1 安全性の確保に努めるため、バス発着場を中心とした街頭検査を実施し、バス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。</p> <p>2 事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。</p> <p>3 関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。</p> <p>4 事業者団体等関係団体による指導として、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく 安全対策の推進 ウ 飲酒運転の根絶

〔 事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局 〕

事業目的	アルコール検知器を使用した検査を徹底するなどし、飲酒運転ゼロを目指すとともに、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識などを指導・監督を徹底し、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図る。
事業計画の概要	<p>1 飲酒運転の根絶</p> <p>(1) 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導する。</p> <p>(2) 常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図る。</p> <p>2 危険ドラッグ等薬物対策</p> <p>危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく 安全対策の推進 エ ICT・新技術を活用した安全対策の 推進

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	事業者による事故防止の取組を推進するため、ICT／新技術の普及促進に努め、更なる事故の削減を目指す。
事業計画の概要	ICTを活用した点呼機器、運行中の運転者の疲労状態を測定する機器等のICT・新技術を活用する機器の導入に対して支援するなどにより、当該機器の普及促進に努める。



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 才 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

〔 事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局 〕

事業目的	トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組などを推進し、輸送の安全を図る。
事業計画の概要	<p>1 業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施を徹底させる。</p> <p>2 新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法を確立する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく 安全対策の推進 力 事業用自動車の事故調査委員会等の強化

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言など、事故の未然防止に向けた取組を促進する。
事業計画の概要	<p>1 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会により事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するとともに、再発防止策を提言する。</p> <p>2 提言を受けた事業者等の関係者による事故の未然防止に向けた適切な取組を促進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底するなどし、運転者の体調急変に伴う事故の防止を図る。
事業計画の概要	<p>1 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。</p> <p>2 睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。</p> <p>3 健康保険組合や健康保険協会等と連携し、効率的・効果的な健康管理環境の整備方法や健康管理方法を提示するなどにより、運送事業者の健康管理対策の推進を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	<p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。</p>
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。</li> <li>2 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。</li> <li>3 安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、該当事業所が積極的に選択されるよう努める。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(5) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止等

事業主体  
岐阜労働局  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	下記事項を重点に、県内の全事業場における交通労働災害の防止を図るものとする。
事業計画の概要	<p>1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」による対策の徹底</p> <p>(1) 交通労働災害防止のための管理体制等の確立 交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善、安全委員会等における調査審議の実施等の管理体制を確立させる。</p> <p>(2) 適正な労働時間等の管理及び走行管理等 適正な走行計画の作成等による十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施の徹底、点呼等の実施及びその結果に基づく措置の徹底を図る。</p> <p>(3) 教育の実施等 雇入れ時等の教育及び運転者の安全な運転を確保するための日常教育の徹底、運転者認定制度等の導入の促進を図る。</p> <p>(4) 交通労働災害防止に対する意識の高揚等 ポスターや標語の募集及び掲示、優良運転者表彰、安全大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図る。また、交通事故発生情報等に基づき、交通安全マップを作成し、配布、掲示等により運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を促す。</p> <p>(5) 荷主・元請事業者による配慮等 荷主及び運送業の元請事業者が、実際に荷を運搬する事業者と協働で交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行を確保するよう指導を行う。</p> <p>(6) 過労運転の防止及び健康管理の徹底 健康診断の実施とその結果に基づく措置の徹底を図る。 また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する医師による面接指導の実施と、その結果に基づく労働時間の短縮等の適切な事後措置の実施、心身両面にわたる健康の保持増進と運転時の疲労回復措置の実施等について指導を行う。 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた配置基準の遵守について周知を行う。</p> <p>2 関係行政機関との連携 地域関係機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>3 労働災害防止団体への指導援助 陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部と連携し、「交通労働災害防止対策推進事業」や「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」の周知を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(5) 交通労働災害の防止等 イ 運転者の労働条件の適正化等

〔事業主体  
岐阜労働局  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	下記事項を重点に、自動車の運行を主たる業務とする業種のみならず、県内の全事業場における自動車運転者の労働条件の確保を図るものとする。
事業計画の概要	<p>1 適正な労働時間管理及び賃金制度等の指導 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成12年労働省告示第120号）に基づく適正な労働時間管理について指導を行う。また、無理な走行の要因となる累進歩合制度等の廃止等賃金制度の改善を図る。</p> <p>2 業界団体への労働時間短縮の推進指導 岐阜県トラック協会等に対する労働時間短縮の推進指導、及び「自動車運転者時間管理等指導員制度」を活用し、自動車運転者の労働時間制度の改善を図る。</p> <p>3 関係行政機関との連携 自動車運転者の労働条件を確保し、交通労働災害の防止を図るため、問題の認められる事業場について陸運関係機関、警察機関との相互通報制度を積極的に活用する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(6) 道路交通に関する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局  
危機管理部消防課

事業目的	イエローカードの携行など危険物運送事業者の指導を強化し、危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図る。
事業計画の概要	<p>1 危険物運送事業者に対する指導の強化 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>2 危険物災害等情報支援システムの充実 危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	2 安全運転の確保
細目	(6) 道路交通に関する情報の充実 イ 気象情報等の充実

事業主体  
岐阜地方気象台  
県土整備部道路維持課  
警察本部交通規制課  
中部地方整備局各国道事務所  
中日本高速道路株式会社  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>2 地震・火山の監視警報体制の整備等 地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して、地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達する。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発に取り組む。</p> <p>(2) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時から火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。</p> <p>3 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムでわかりやすく提供する。</p> <p>(1) 気象特別警報・警報・予報等 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p>



(2) 緊急地震速報（予報及び警報）

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、平成27年3月に運用を開始した量的降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

5 道路情報提供装置等の整備

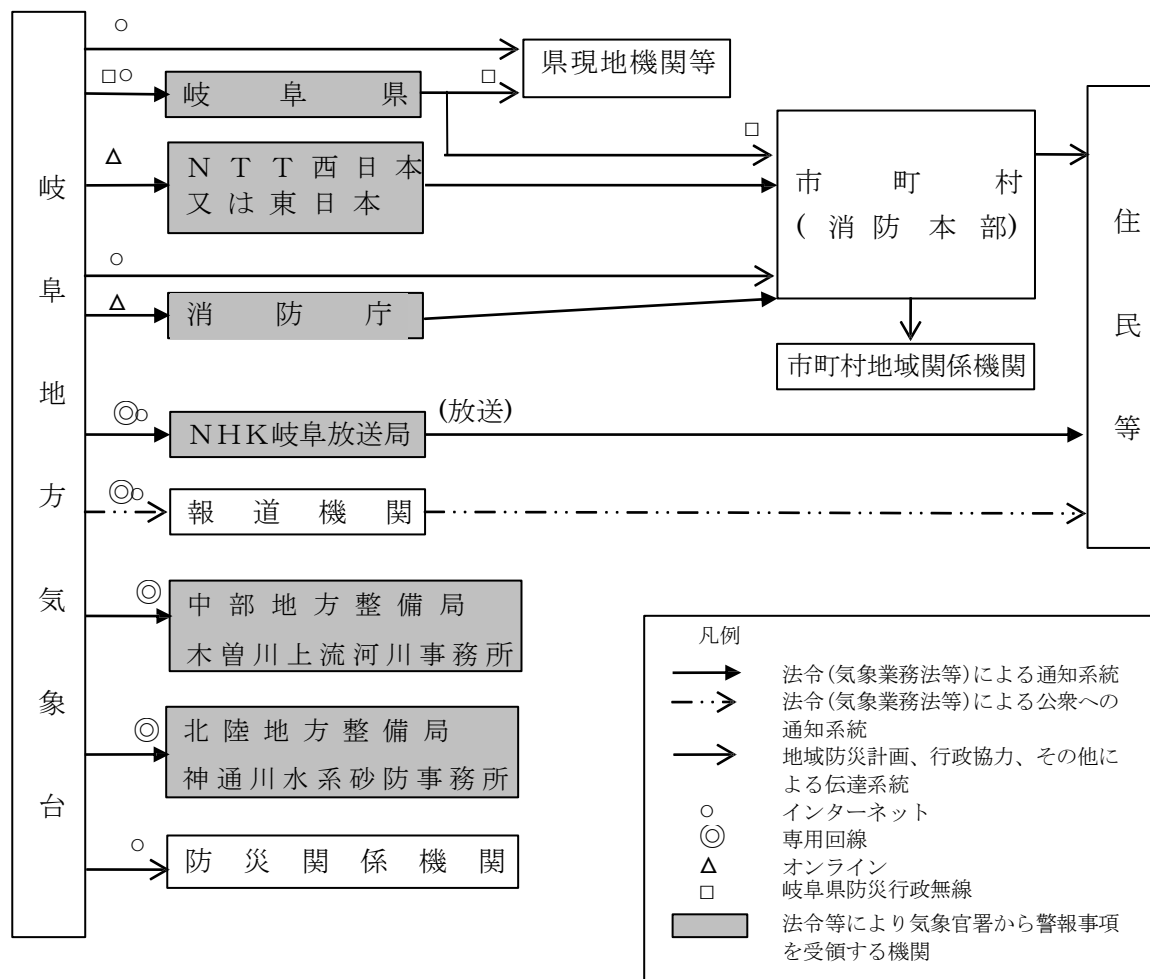
道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

6 災害発生時における情報提供

災害に伴う交通規制情報、道路交通障害情報等を積極的に収集し、日本道路交通情報センター、各種広報媒体、道路情報板、道路情報ラジオ、インターネットHP等により道路利用者に情報を提供する。

また、「道路情報提供システム」により、降雨や災害等による通行規制情報や道路状況画像などをインターネットを通じて提供し、大雨や災害による通行規制情報は携帯電話にもメール配信する。

別図 気象情報等の伝達方法・伝達



- 注) 1 県本部総務班は、土木班を除く他の支部各班に通知するものとする。  
 2 岐阜地方気象台からN T T西日本又は東日本への通知は警報のみ。  
 (「N T T西日本又はN T T東日本」とは「西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社」を意味する。)

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 県土整備部道路維持課 警察本部交通規制課 中部地方整備局各国道事務所
細目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ア 生活道路における交通安全対策の推進	

事業目的	「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。
事業計画の概要	<p>1 子供や高齢者等が安心して通行できる歩行空間の確保</p> <p>科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、関係行政機関、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組む。</p> <p>2 生活道路における交通規制</p> <p>(1) 生活道路については、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン30」を整備するなどの低速度規制を実施する</p> <p>(2) 道路標識・道路標示の高輝度化等、信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策を実施する。</p> <p>(3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の整備を推進する。</p> <p>(4) 道路標識の高輝度化・大型化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。</p> <p>3 交通情報提供等による交通円滑化対策</p> <p>(1) 外周幹線道路を中心に信号機の改良、光ビーコン・道路情報板等によるリアルタイムの交通情報提供により交通円滑化対策を実施する。</p> <p>(2) 歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等による歩行者や自転車の通行を優先するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。</p> <p>(3) 通過交通の排除や車両速度の抑制を行うためのハンプ・狭さく等の標準仕様を策定するとともに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 イ 通学路等における交通安全の確保

事業主体

県土整備部道路維持課

教育委員会学校安全課

警察本部交通規制課

中部地方整備局各国道事務所

事業目的	「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、通学路における交通安全を確保する。
事業計画の概要	<p>1 通学路等の歩道整備等の推進 警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、通学路（※）等の歩道整備等を積極的に推進する。</p> <p>2 安全・安心な歩行空間の整備 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。 また、通学路における交通規制の担保の手法として、ライジングボラード（自動昇降式の車止め）の活用の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>（※）通学路の安全確保については、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づいて、教育委員会・学校・PTA・警察・道路管理者等からなる推進体制により、定期的な点検と対策のPDCAサイクル（立案、実行、効果検証、反映）を確実に実施する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 健康福祉部障害福祉課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等を整備する。
事業計画の概要	<p>1 歩道整備等の推進</p> <p>「岐阜県福祉のまちづくり条例」の理念を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。</p> <p>(1) 車イスがすれ違える幅の広い平坦性が確保された歩道の整備、目の不自由な人が安心して歩ける点字ブロック・視覚障がい者用横断帯の設置、段差・傾斜の改善を積極的に推進する。</p> <p>(2) 歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機やバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。</p> <p>併せて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> <p>2 歩きたくなるような安全で快適な歩行空間の確保</p> <p>(1) 駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。</p> <p>(2) バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を図る。</p> <p>3 歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備等</p> <p>歩行者等支援情報通信システムを整備し、高齢者、障がい者等の安全な移動を支援する。さらに、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。</p> <p>4 違法駐車車両等の取締り等</p> <p>(1) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化する。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者</p>

誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車について、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進するとともに、違法駐車排除に関する広報啓発を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

事業主体

県土整備部道路建設課

// 道路維持課

中部地方整備局各国道事務所

中日本高速道路株式会社

事業目的	高規格幹線道路（※）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。
事業計画の概要	<p>高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。</p> <p>（※）高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 エ 重大事故の再発防止

事業主体

環境生活部環境生活政策課

警察本部交通企画課

// 交通規制課

中部地方整備局各国道事務所

県土整備部道路維持課

事業目的	交通事故発生原因を総合的に調査、分析、究明し、これに応じた各般にわたる交通事故防止対策の推進に資する。
事業計画の概要	<p>1 重大事故現場等の総合的な調査分析と交通安全施策への反映          急ブレーキデータ等のビッグデータを活用するなど潜在的危険箇所の対策などきめ細かく効率的な検証を行い、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」「岐阜県交通事故防止対策委員会（※）」等関係機関を中心に、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> <p>（※）交通事故防止対策委員会の組織及び活動内容は別表のとおりである。</p> <p>2 関係機関に対する調査分析結果（資料）の積極的な提供          道路管理者その他関係機関に対し、岐阜県交通事故防止対策委員会等が行った調査分析結果（資料）を積極的に提供し、交通危険箇所の道路改良、安全施設の整備等の交通事故防止対策の推進に資する。</p> <p>3 事故危険箇所対策の推進          事故危険箇所においては、公安委員会と道路管理者が連携して、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の導入、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。</p> <p>4 重大事故の再発防止          社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに「岐阜県交通事故防止対策委員会」等を活用し、事故要因を調査し、関係行政機関、警察、道路管理者との密接な連携のもと、同様の事故の再発防止対策を行う。</p>



〔別表〕

岐阜県交通事故防止対策委員会

(1) 交通事故現地調査基準

	実施するとき	調査箇所	摘要
緊急調査	重大事故が発生したとき (できるだけ早い段階に)	重大事故発生地点	① 同一場所で連続して発生した死傷交通事故 ② 相当な社会的反響が予想される交通事故 ③ その他、委員長が特に必要と認めた交通事故
	非常事態宣言等が発令された時	非常事態宣言等が発令された区域内	発令に至った交通死亡事故で、委員長が必要と認めた箇所、場所、区域、路線等
定期調査	3ヶ月ごと	交通事故多発場所	① 過去1年における交通事故発生件数が概ね20件以上。 ② 交通事故多発又は、重大事故の発生が予想される危険場所で、特に委員長が必要と認めた場所

(2) 組織

- ・委員長：環境生活部長
- ・副委員長：県土整備部長・警察本部交通部長
- ・顧問：学識経験者（大学教授2人）
- ・委員：21人（国関係4人、県関係17人）
- ・その他現地調査員：11人（国関係4人、県関係7人）

(3) 活動

- ・委員会 随時開催（概ね年2回）
- ・現地調査 重大事故が発生したとき（緊急調査）、3ヶ月に1回（定期調査）



5 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

直轄国道の事故対策については、事故の危険性が高い区間などを「事故危険区間」として選定し、県民に事故が起こりやすい危険な箇所としての認識を持ってもらいながら、急ぐべきところから優先的に、事故原因に即した効果の高い対策を実施していく。

また、実施にあたっては、PDCAのマネジメントサイクル（立案、実行、効果検証、反映）に基づき、継続的に推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制

事業主体  
警察本部交通規制課  
// 高速道路交通警察隊

事業目的	交通事故防止に資する交通規制を推進する。
事業計画の概要	<p>1 道路交通実態に即した交通規制の見直し・適正化 一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。</p> <p>2 高速自動車国道等に関する交通規制 新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施する。 既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを行う。 特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。</p> <p>3 天候不良時等における臨時交通規制の実施 交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 才 適切に機能分担された道路網の整備

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
事業計画の概要	<p>1 安全性の高い高規格幹線道路等の整備        一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させる。        なお、バイパス及び環状道路等の整備を推進し、通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑と交通事故の多発等の防止を図る。</p> <p>2 居住地域及び商業地域における道路整備の推進        幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるとともに、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を推進する。また、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ランプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。</p> <p>3 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系の確立        道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備等を推進し、県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	<p>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 才 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>その2 道路ネットワーク及び農道・林道の整備</p>

事業主体  
 農政部農地整備課  
 林政部森林整備課  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	<p>一般道路・農道・林道の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとする。特に、歩行者及び自転車乗用者の多い地域においては、歩行者等の安全と生活環境の改善を図るため、歩道、自転車歩行者道等の設置を積極的に行うとともに、立体横断施設、道路照明、防護柵、道路標識等の整備を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 自動車、自転車、歩行者の分離等に配慮した道路整備の推進 人が中心の道づくりを目指し、多様な利用者が安全・安心して共存できる道路整備を推進する。</p> <p>2 農道の新設・改築に伴う歩道等の整備 農道の新設・改築に当たり、歩行者等の多い区間において計画的に歩道を設置し、農村地域の交通安全と快適な生活環境を整備する。</p> <p>3 農道の新設・改築に伴う交通安全施設の整備 農道の新設・改築に当たり、防護柵、道路標識等の交通安全施設を設置し、農村地域の安全かつ円滑な道路交通の確保を図る。</p> <p>4 林道の新設・改築に伴う交通安全施設の整備 林道の新設・改築に当たり、交通量の多い区間を重点に防護施設、道路標識等の交通安全施設の整備を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進力 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

事業主体  
警察本部交通規制課  
// 高速道路交通警察隊  
中日本高速道路株式会社

事業目的	高速自動車国道等においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。
事業計画の概要	<p>1 事故多発区間の対策</p> <p>(1) 事故多発区間について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。</p> <p>(2) 逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示の整備、渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進する。</p> <p>(3) 高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。</p> <p>2 安全で快適な走行環境の確保</p> <p>(1) 安全で快適な自動車走行環境を確保するため、本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。</p> <p>(2) 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム(VICS)及びETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 キ 改築等による交通事故対策の推進

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。
事業計画の概要	<p>1 道路交通の安全に寄与する道路の改築事業の推進</p> <p>(1) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。</p> <p>(2) 交差点及びその付近においては、交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。</p> <p>(3) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図るため、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。</p> <p>2 地域の状況に即した整備の推進</p> <p>(1) 商業系地区等においては、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。</p> <p>(2) 交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等においては、人と車の交通を体系的に分離するため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。</p> <p>(3) 歴史的な街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区においては、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	交通安全施設等の高度化により幹線道路における交通安全の向上を図る。
事業計画の概要	<p>1 交通信号機の改良          交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。</p> <p>2 高度な安全システムの整備          道路の構造、交通の状況等に応じて、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、キロポスト（地点標）及び対向車接近システムの整備を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

〔事業主体  
警察本部交通規制課〕

事業目的	公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。
事業計画の概要	整備後長期間が経過し老朽化した信号機等の交通安全施設等について、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 イ 歩行者・自転車及び生活道路対策の推進

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。
事業計画の概要	<p>1 安全・安心な歩行空間の確保              生活道路においては、人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。</p> <p>2 安全な通行空間の確保              自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所  
 中部運輸局鉄道部

事業目的	幹線道路では、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。
事業計画の概要	<p>1 幹線道路対策の推進</p> <p>(1) 信号機の高度化              交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能を向上させる。また、事故抑止に極めて高い効果を有する信号機については、地域住民等の設置要望を勘案のうえ、信号機の設置指針に基づいて真に必要な場所に計画的な整備を推進する。</p> <p>(2) 交通情報及び道路情報の収集・提供装置の整備充実              交通情報を収集し、適切な交通流・量の配分・誘導や道路を常時良好な状態に保ち安全で円滑な交通を確保するため、車両感知器等の道路情報の収集・提供装置の整備充実を図る。</p> <p>(3) 案内標識の整備              主要幹線道路の交差点及び交差点付近における大型案内標識や交差道路標識の整備を積極的に推進する。</p> <p>(4) 簡易パーキング（道の駅を含む）の整備              道路利用者の安全で快適な走行を確保するために、道の駅を含む簡易パーキング（自動車駐車帯等）の積極的な整備を図る</p> <p>2 交通円滑化対策の推進              信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策の実施により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 警察本部交通規制課
細目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 才 高度道路交通システム(I T S)の推進 による安全で快適な道路交通環境の実現	

事業目的	<p>交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 交通管制システムの充実・改良          複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図る</p> <p>2 最先端の情報通信技術等の活用          最先端の情報通信技術等を用いて、高度化光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム(UTMS(※))を推進する。</p> <p>(※) UTMSとは、光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により、「安全、快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を、目指すシステム</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進 力 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
県土整備部道路維持課  
警察本部交通企画課  
// 交通規制課  
中部整備局各国道事務所

事業目的	有識者及び県民の声を反映した開かれた形で道路交通環境を整備する。
事業計画の概要	<p>1 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>(1) 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。</p> <p>(2) 「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。</p> <p>2 連絡会議等の活用</p> <p>「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」や「岐阜県交通事故防止対策委員会」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(5) 歩行者空間のバリアフリー化

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 県土整備部道路維持課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	「岐阜県福祉のまちづくり条例」の理念を踏まえ、歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進し、高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現する。
事業計画の概要	<p>1 安全・安心な歩行空間の確保          生活道路においては、人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>2 安全な通行空間の確保          自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(6) 無電柱化の推進

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 県土整備部道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進する。
事業計画の概要	安全で快適な通行空間の確保、災害の防止、良好な景観・住環境の形成、地域活性化等に資する道路において無電柱化を推進する。特に、高齢者や障がい者の利用の多い道路では、改築事業等と併せた無電柱化を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(7) 効果的な交通規制の推進

事業主体  
警察本部交通規制課

事業目的	地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。
事業計画の概要	<p>1 生活環境に応じた速度規制 最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。</p> <p>2 きめ細かな駐車規制 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>3 信号制御の運用改善 歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。</p> <p>4 交通規制データベース化の推進 公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(8) 自転車利用環境の総合的整備 ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進

### 事業主体

環境生活部環境生活政策課  
 県土整備部道路建設課  
 県土整備部道路維持課  
 都市建築部都市整備課  
 警察本部交通規制課  
 中部運輸局鉄道部  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」、及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車に係る道路交通環境、及び自転車駐車場の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全利用の確保を図る。
事業計画の概要	<p>1 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>(1) 自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークを整備する。</p> <p>(2) 自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。</p> <p>2 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>(1) 市町村における自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進する。</p> <p>(2) 自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、自転車駐車場等の整備を推進する。              また、鉄道事業者に対し、自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努める。</p> <p>(3) 鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、関係機関が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例を制定するなどして、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。              特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がい者等の移動の円滑化のため、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(9) 高度道路交通システム（ITS）の活用 ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システム（UTMS）の推進 ウ 交通事故防止ための運転支援システムの推進 エ ETC2.0の展開 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

事業主体

中部地方整備局各国道事務所  
東海総合通信局  
警察本部交通規制課

事業目的	<p>道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いた新しい道路交通システムであるITSを引き続き推進する。</p>
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通情報通信システムの整備・普及 リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。</li> <li>2 新交通管理システム（UTMS）の推進 高度化光ビーコンの機能を活用してUTMSの整備を行い、ITSを推進する。</li> <li>3 交通事故防止のための運転支援システムの推進 交通管制システムのインフラ等を利用して、安全運転支援システム（DSSS）の導入・整備、及び信号情報活用運転支援システム（TSPS）の整備を推進する。</li> <li>4 ETC2.0の展開             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。</li> <li>(2) ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器により、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。</li> </ol> </li> <li>5 道路運送事業に係る高度情報化の推進 公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進めるため、公共車両優先システム（PTPS）及び車両運行管理システム（MOCS）の整備を推進する。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(10) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 ア 公共交通機関利用の促進

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 都市公園整備局公共交通課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	自動車交通需要を調整(軽減化・平準化)することによって、道路交通の円滑化を図る交通需要マネジメントによる施策を推進する。 中でも公共交通機関への転換について重点的に施策を行う。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送効率の向上と交通量の時間的・空間的平準化の推進 バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。</li> <li>2 バス運行の円滑化対策の推進 バスの定時運行を確保し、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関に交通手段を転換させるため、バス路線及び近隣道路の交通規制を見直すとともに、公共車両優先システム(P T P S)、バス専用・優先レーン等を整備する。</li> <li>3 公共交通機関利用促進施策の推進 低床バス車両の導入を促進する。 また、P T P S(公共車両優先システム)の効果的な運用を図る。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(10) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 イ 自動車利用の効率化

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局  
中部地方整備局各国道事務所

事業目的	貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用等を推進するため、物流の効率化等の促進を図る。
事業計画の概要	共同配送システムの構築、車両運行管理システム(MOCS)の導入等を促進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	(事業主体 農政部農地整備課 県土整備部道路建設課 // 道路維持課 中部地方整備局各国道事務所)
細目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備 ア 災害発生に備えた道路の整備	

事業目的	地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保を図る。
事業計画の概要	<p>1 防災施設の整備 山間地等の道路の危険箇所については、落石、崩土、雪崩等による事故を防止するために、設計段階から安全・円滑性を考慮し、落石防護柵等の施設を整備する。 災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」についてトイレ等施設の防災対応化の整備を推進する。</p> <p>2 橋梁耐震対策の推進 東海・南海、南海トラフの巨大地震等の発生が懸念されることから、橋脚の倒壊や落橋といった甚大な被害が発生しないよう、計画的に耐震対策を推進する。 県管理道路では、緊急輸送道路上の落橋防止対策、道路寸断による集落の孤立が発生する恐れのある道路上の落橋防止対策を優先して進めるほか、長期の通行不能が発生した場合、社会的影響の大きい交通量の多い道路上の落橋防止対策を推進する。</p> <p>3 道路交通の危険箇所の防災事業の推進 多発する道路災害の実状に鑑み、「H8道路防災総点検」等の結果に基づき、道路の危険箇所について、早急に解消し、安全で良好な道路交通の確保を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備

事業主体  
警察本部交通規制課

事業目的	地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保する。
事業計画の概要	<p>1 交通安全施設の整備等</p> <p>(1) 交通管制センター、交通監視カメラ、高度化光ビーコン、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。</p> <p>(2) 道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材、信号機電源付加装置の整備を推進する。</p> <p>(3) オンライン接続により岐阜県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に提供し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。</p> <p>2 交通規制資機材の整備</p> <p>(1) 通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として電池式信号機電源付加装置、可搬式発動発電機対応コネクタ付電源箱の整備を推進する。</p> <p>(2) 光ビーコンの高度化等により、車両の走行軌跡を収集することで、効果的な交通規制を実施する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 県土整備部道路維持課 警察本部交通規制課 // 高速道路交通警察隊 中部地方整備局各国道事務所 中日本高速道路株式会社
細目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備 ウ 災害発生時における交通規制	

事業目的	<p>災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p>
事業計画の概要	<p>1 迅速かつ的確な交通規制          災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保するとともに、混乱を最小限に抑えるため、交通監視用カメラ、道路監視用カメラ、道路情報板等の交通安全施設を効果的に活用して、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>2 交通規制情報の収集・提供          被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や迂回路情報等の交通規制等に関する情報を的確に収集・提供する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 県土整備部道路維持課 警察本部交通企画課 // 交通規制課 中部地方整備局各国道事務所 中日本高速道路株式会社
細目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備 工 災害発生時における情報提供の充実	

事業目的	災害発生時に、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、安全な道路交通を確保する。
事業計画の概要	<p>1 緊急交通路、緊急輸送路等の確保 道路利用者等へ道路の被災状況、道路交通状況を迅速・的確に収集・分析・提供することにより、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保に努める。</p> <p>2 道路緊急ダイヤルへの通報促進 早期の情報収集に役立てるため、道路の異状を発見した道路利用者等からの、道路緊急ダイヤル（#9910）による通報の促進を行う。</p> <p>3 交通規制等情報の提供促進 地震計、道路交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネットやメール等を活用した道路交通に関する災害情報等の提供を推進するとともに、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、迂回路情報等の交通規制等に関する情報も的確に提供する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(12) 総合的な駐車対策の推進 ア きめ細かな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進

〔 事業主体  
警察本部交通指導課  
// 交通規制課 〕

事業目的	交通事故や交通渋滞の要因となる路上における違法駐車車両を排除し、交通の安全と円滑な流れを確保するため、都市部を重点に次の対策を推進する。
事業計画の概要	<p>1 駐車規制の見直し 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>2 違法駐車取締り強化 (1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じたメリハリを付けた取締りを推進する。 (2) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。 他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。悪質性・危険性、迷惑性の高い放置駐車違反を重点にした取締りを推進する。 (3) 放置車両確認事務を委託している警察署では、放置車両確認機関との連携を図り、駐車監視員活動ガイドラインに沿った取締りを推進する。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(12) 総合的な駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備

事業主体  
都市建築部都市政策課  
中部地方整備局各国道事務所

事業目的	安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点から、駐車場の整備を総合的かつ計画的に推進するため、次の対策を行うよう市町村を指導する。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐車場整備地区の都市計画決定 交通計画、土地利用計画に応じた適切な駐車対策を行うため、自動車交通が混雑する地区等において、市町村が行う駐車場整備地区の都市計画決定の助言を行う。</li> <li>2 駐車場整備計画の策定 駐車場整備地区の駐車場整備目標量を明らかにし、その官民分担を明らかにした上で、必要となる路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策を立案する。</li> <li>3 附置義務駐車場条例の制定 建築物を新・増築するものに対して、その建築物の大きさに、ある一定規模の割合での駐車場の整備を条例で義務付けることにより、民間駐車場の整備を促進する。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(12) 総合的な駐車対策の推進 Ⅰ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

〔 事業主体  
 警察本部交通企画課  
 // 交通指導課 〕

事業目的	<p>道路交通の安全と円滑化を図り、交通生活環境をより向上させるため、各地域の道路交通状況及び駐車需要を勘案した、地域の実態に応じた総合的な駐車対策を推進する。          この一環として、違法駐車締め出し気運の醸成・高揚について、次のとおり推進する。</p>
事業計画の概要	<p>1 広報啓発活動の実施          各種会合、講習会等のあらゆる機会や広報媒体を活用して、違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関する広報啓発活動を行う。</p> <p>2 地域交通安全活動推進委員の活動に対する支援          地域交通安全活動推進委員に対して、違法駐車に起因する交通事故、交通渋滞の実態等、違法駐車の危険性・迷惑性についての資料提供を行い、その活動を支援する。</p> <p>3 自治体に対する資料提供・働きかけ          自治体に対し、違法駐車排除等の資料提供を行う。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(12) 総合的な駐車対策の推進 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策 の推進

事業主体  
 都市建築部都市政策課  
 警察本部交通企画課  
 警察本部交通指導課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	<p>道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。</p>
事業計画の概要	<p>地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、自治体や道路管理者による路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働きかけ、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 県土整備部道路維持課 警察本部交通規制課 中部地方整備局各国道事務所 中日本高速道路株式会社 東海総合通信局
細目	(13) 道路交通情報の充実 ア 情報収集・提供体制の充実	

事業目的	交通管制システムの充実等を図り、安全かつ円滑な道路交通を確保する。
事業計画の概要	<p>1 道路情報提供装置等の整備 高度化光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。</p> <p>2 交通管制システムの充実・高度化等 交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。</p> <p>3 道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の整備・拡充 高度道路交通システム（ITS）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の整備・拡充を積極的に図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(13) 道路交通情報の充実 イ 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化

事業主体

中部地方整備局各国道事務所

警察本部交通規制課

東海総合通信局

事業目的	交通道路交通システムの整備・拡充を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。
事業計画の概要	<p>1 道路交通情報通信システムの整備・普及 リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。</p> <p>2 ETC2.0の展開 （1）ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。 （2）ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器により、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(13) 道路交通情報の充実 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各行動事務所

事業目的	正確かつ適切な道路交通情報の提供。及び指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図る。
事業計画の概要	予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(13) 道路交通情報の充実 工 分かりやすい道路交通環境の確保

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 警察本部交通規制課  
 中部地方整備局各国道事務所  
 中日本高速道路株式会社

事業目的	安全で円滑な交通に結びつく、系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。
事業計画の概要	<p>1 分かりやすい案内標識の整備          時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。</p> <p>2 国際化への対応          主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	(事業主体 県土整備部道路維持課 警察本部交通規制課 中部地方整備局各国道事務所 中日本高速道路株式会社)
細目	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ア 道路使用及び占用の適正化等	

事業目的	次の諸施策を行うことにより、道路使用及び占用の適正化等を推進する。
事業計画の概要	<p>1 道路使用及び占用の適正化          工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>2 不法占用物件の排除          (1) 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。          (2) 不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間(8月中)」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。          (3) 道路工事調整等を効果的に行うため、コンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。</p> <p>3 道路の掘り返しの規制等          道路の掘削を伴うものについては、無秩序な掘り返しによる交通渋滞や、これに起因する交通事故を防止するため、「岐阜県道路工事および地下埋設工事等連絡協議会」等により関係企業者と密接な連絡調整を図るとともに、適切な施工がなされるよう指導監督を強化する。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 イ 休憩施設等の整備の推進

事業主体  
 県土整備部道路建設課  
 // 道路維持課  
 中部地方整備局各国道事務所

事業目的	過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応した諸施策を推進する。
事業計画の概要	過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ウ 子供の遊び場等の確保

事業主体  
都市公園整備局都市公園課  
健康福祉部  
子ども・女性局子育て支援課  
教育委員会学校安全課

事業目的	子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園等の整備を推進する。
事業計画の概要	<p>1 公園の整備</p> <p>(1) 街区公園の設置にあたっては、児童の遊戯・運動の利用に配慮し、遊戯施設、広場、休養施設などを有する公園として整備を行い、最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置を進める。</p> <p>(2) 児童が安全かつ快適に遊戯・運動ができる公園が設けられるよう計画の際、子どもの遊び場不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止等にも留意するなど、市町村に指導及び助言する。</p> <p>2 教育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進</p> <p>繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子供の遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域に、優先的に、主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備	事業主体 県土整備部道路維持課 中部地方整備局各国道事務所 中日本高速道路株式会社 警察本部交通指導課 // 交通規制課 // 高速道路交通警察隊
細目	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 工 道路法に基づく通行の禁止又は制限	

事業目的	道路構造の保全と交通の危険を防止するため、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施する。
事業計画の概要	<p>1 災害等により交通の危険が生じた場合の通行禁止等の実施 災害等による路体の崩壊、長期降雨による道路の軟弱化等の道路の破損、欠損、その他の事由により交通の危険が生じた場合、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>2 道路工事のための通行制限の実施 道路の舗装工事、修繕工事等、道路に関する工事のため通行規制を行うことがやむを得ないと認められる場合に実施する。</p> <p>3 車両制限令等違反車両の取締りの強化 車両の大型化に伴い重量等の違反車両が増加しており、重大事故につながる危険性が高いことから、これらの車両制限令等違反車両に対して、関係機関と連携した合同取締りを実施する等して、連携し、指導・取締りをより一層強化するとともに、取締り機器の充実を図り、法令遵守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する各種措置を実施していく。</p> <p>4 その他道路構造等による通行の制限 中央自動車道恵那山トンネル及び、東海北陸自動車道飛騨トンネルは、長大トンネルであり、特殊な構造となっているが、もしトンネル内で危険物の爆発等の事故が発生した場合、トンネル構造に多大な損害を与えるのはもちろんのこと、通行者救出の困難性等から、重大な被害が発生すると予想されるため、危険物積載車両の通行禁止又は制限を実施している。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	3 道路交通環境の整備
細目	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 才 地域に応じた安全の確保

事業主体  
 県土整備部道路維持課  
 中部地方整備局各国道事務所  
 中日本高速道路株式会社

事業目的	積雪寒冷特別地域など地域の道路環境に応じた安全対策を確保する。
事業計画の概要	<p>1 積雪・凍結防止対策の整備              積雪寒冷特別地域においては、積雪・凍結路面对策として除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。</p> <p>2 道路情報提供装置等の整備              気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。
事業計画の概要	<p>1 検査体制の整備等</p> <p>(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査の確実な実施を図るため、独立行政法人自動車技術総合機構とともに検査体制の整備の推進、新規検査等の自動車検査を確実に実施する。</p> <p>(2) 不正改造を防止するため、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>2 指定自動車整備事業の適正な運営の指導強化</p> <p>(1) 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者及び自動車検査員に対する指導監督を強化するとともに、研修会等によりその徹底を図る。</p> <p>(2) 軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 イ 自動車点検整備の充実 (ア) 自動車点検整備の推進

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	<p>自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下、全国的に展開するなど、自動車使用者による保守管理の徹底を強力に促進する。</p> <p>また、自動車運送事業者の保有する事業用自動車の安全性を確保するため、整備管理者等に対しても、監査、研修等のあらゆる機会を捉え、その確実な実施を指導する。さらに、車両故障に起因する事故防止を図るため、整備管理上の問題点について調査を行い、整備管理者制度の改善に努める。</p>
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車点検整備推進運動の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</li> <li>2 保守管理の指導徹底 自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</li> <li>3 車両不具合による事故の再発防止 車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</li> <li>4 公害防止、環境保全の推進 公害防止、環境保全のため、自動車から大気中に排出されるガスの濃度を街頭検査にて測定する。</li> <li>5 車輪脱落事故防止対策の推進 大型車の車輪脱落事故を防止するため、改正点検基準に従い、ホイール・ボルトの点検を行うよう、整備事業者、自動車使用者等に対し、研修会等により指導を図る。</li> <li>6 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施 自動車の安全性の確保のため、日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施について、整備主任者、整備管理者等に対する研修会等により指導を図る。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 イ 自動車点検整備の充実 (イ) 不正改造車の排除

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	<p>道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている、暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p>
事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正改造の防止及び不正改造車の排除を図るため、自動車使用者等に対して広報活動を推進する。</li> <li>不正改造車を対象とした街頭検査を実施し、違法車両に対しては必要な整備を命ずる。</li> <li>不正改造車及び不正行為に関する情報の収集に努める。</li> <li>不正改造車及び不正行為に関する情報に基づく追跡調査並びに監査等の強化を図る。</li> <li>不正改造車及び不正行為の防止について、協力団体による会員指導の徹底を図る。</li> <li>不正改造及び不正行為の防止に関する研修会並びに講習会を開催する。</li> <li>一般ユーザーを対象とした「マイカー相談所」を開設し、不正改造防止等の指導徹底を図る。</li> <li>不正改造車情報の窓口の設置等、情報の収集に努めるとともに、自動車使用者や、改造等に関わった事業者等に対する指導を強化する。</li> </ul>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 イ 自動車点検整備の充実 ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下、全国的に展開するなど、自動車使用者による保守管理の徹底を強力に促進する。
事業計画の概要	<p>1 整備料金等の適正化に関する指導 自動車分解整備事業者に対しては、ユーザーニーズに対応した点検整備サービスの提供により、点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、必要な整備内容の説明、点検整備料金表の掲示等整備料金及び整備内容の適正化について指導する。</p> <p>2 経営管理の改善・整備の近代化等に関する支援 自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。</p>



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 イ 自動車点検整備の充実 (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	電子機器、新素材等新技術を採用した自動車の普及や、車社会の環境の変化に伴い、自動車整備事業における整備技術の向上が必要であり、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術向上を図る。
事業計画の概要	<p>1 自動車整備業の現状の把握等</p> <p>自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に対応していくため、関係団体からのヒアリング等を通じて、自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。</p> <p>そのために次の研修などを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支局長認定機関が行う技術研修</li> <li>・ 自動車整備振興会が行う技術研修</li> <li>・ 一級自動車整備士の養成</li> </ul> <p>2 一級自動車整備士制度の活用を推進</p> <p>整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 イ 自動車点検整備の充実 （オ）ペーパー車検等の不正事案に対する 対処の強化

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	指定自動車整備事業者に対する指導監督を徹底し、ペーパー車検等の不正事案の防止を徹底する。
事業計画の概要	民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(2) 自動車アセスメント情報の提供等

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	自動車の一般情報とともに、比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を自動車事故対策機構等と共に推進する。
事業計画の概要	<p>1 自動車アセスメント事業の推進 自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を自動車事故対策機構等と共に推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。</p> <p>2 チャイルドシートの普及拡大 チャイルドシートについても、型式ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p> <p>3 保守管理参考情報の提供 継続検査時に整備工場の自動車検査員が、整備を必要とすると判断した装置と部位について、「自家用乗用車の型式別点検結果（ストロング・ウィークポイント）」として取りまとめ、これを自動車使用者の保守管理の参考情報として定期的に提供する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(3) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ASV）の普及の促進

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステム普及の促進により、ヒューマンエラーによる事故防止を図り、交通事故防止を推進する。
事業計画の概要	<p>1 先進安全自動車（ASV）の普及の促進 先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載したASVについて、産官学の協力によるASV推進検討会の下、車両の普及の促進を進める。 また、当該機器等を装着した車両購入の支援により、普及促進の加速を図る。</p> <p>2 市場化されたASVに関する保安基準の拡充・強化 ASV技術のうち、衝突被害軽減ブレーキ等の市場化されたものについては、国際的な動向も踏まえつつ、義務化も含めた保安基準の拡充・強化、補助制度の拡充を図る。</p> <p>3 実用化間もないASVの普及促進 ドライバー異常時対応システム等の実用化間際の新技术については、技術指針の策定、事故データに基づくASV技術の効果評価を行う等により普及促進を引き続き進める。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(4) リコール制度の充実・強化

事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	自動車メーカーの垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施し、車両の構造に起因する事故の防止を図る。併せて、ユーザー及び自動車整備事業者等からの情報をR I S（リコール・インフォメーション・システム）によるリコール制度を活用することにより、型式指定制度の充実に反映させる。
事業計画の概要	<p>1 リコールの迅速かつ確実な実施 自動車メーカーの垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図る。</p> <p>2 リコール関連情報等の提供の充実 自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	4 車両の安全性の確保
細目	(5) 自転車の安全性の確保

事業主体  
 中部経済産業局  
 環境生活部環境生活政策課  
 警察本部交通企画課

事業目的	整備不良自転車による交通事故の防止を図るため、自転車の点検整備の促進を図る。
事業計画の概要	<p>1 点検整備と正しい利用方法等に関する気運の醸成</p> <p>(1) 四季の交通安全運動及び「自転車の安全利用推進月間(5月)」を重点に、自転車の定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。</p> <p>(2) 自転車販売店、自転車安全整備士、交通安全協会等関係団体と連携し、四季の交通安全運動期間中や5月の「自転車の安全利用推進月間」等に、自転車街頭指導所を開設するなど、点検整備の励行を促進する。</p> <p>2 損害賠償責任保険等への加入促進</p> <p>(1) 近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースを踏まえ、賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、TSマーク付帯保険の他、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。</p> <p>(2) 年に1度自転車の点検整備を実施し、自転車の安全を確保するとともに、個人において各種損害賠償保険の加入状況を確認・点検するよう広報啓発する。</p> <p>3 自転車の安全性の確保</p> <p>(1) 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進により、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>(2) 消費生活用製品安全法による製品事故情報の報告・公表制度などの各種制度の周知を図る。</p> <p>(3) 市町村、教育委員会等関係機関・団体と連携し、児童・生徒の利用する自転車の一斉点検を実施して、整備不良自転車の一掃を図る。</p> <p>4 乗車用ヘルメットの着用促進</p> <p>(1) 子供が自転車に乗る際は、必ず乗車用ヘルメットの着用するよう広報啓発する。</p> <p>(2) 自転車乗用中被害の多くが頭部に負傷していることを踏まえ、子供の手本となるよう高齢者も含め、大人も乗車用ヘルメットの着用に努めるよう広報啓発する。</p>

# 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(1) 交通の指導取締りの強化等 ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

〔事業主体  
警察本部交通指導課〕

事業目的	交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進することとし、一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。
事業計画の概要	<p>1 交通事故抑止に資する指導取締りの推進</p> <p>(1) 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p> <p>(2) 特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。</p> <p>(3) 児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。</p> <p>(4) 地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。</p> <p>(5) 取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、新たな速度取締り機器の導入を図るとともに、交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の整備等に努める。</p> <p>2 背後責任の追及</p> <p>事業活動に関してなされた無免許運転、飲酒運転、過労運転、過積載運転、違法駐車及び最高速度違反等の違反については、違反行為の背後にある車両の使用者（自動車運転代行業関係含む）、荷主等の責任追及に努めるとともに、企業等の事業活動に関してなされた違反については、関係行政機関及び使用者に対し、当該違反の内容を通知するとともに、自動車の使用制限等の行政措置を行い、この種の違反の再発防止の徹底を図る。</p> <p>3 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(1) 交通の指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

〔事業主体  
警察本部高速道路交通警察隊〕

事業目的	<p>高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることに鑑み、交通の指導取締り体制の整備を図り、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。</p>
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故に直結する違反形態に指向した交通指導取締りの推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。</li> <li>(2) 事故多発時間帯、区間における駐留警戒活動、機動警らを実施する。</li> <li>(3) 速度違反自動取締機の効果的運用を図る。</li> <li>(4) 無免許、過労運転、過積載等の下命容認事業に対する背後責任の追及と関係行政機関の連携を強化する。</li> <li>(5) 隣接県警察相互間の連絡を密にして、広域的・計画的な指導取締りを実施する。</li> <li>(6) 運転中の携帯電話使用等違反について指導取締りを徹底する。</li> </ol> </li> <li>2 高速道路における安全運転マナー向上のための指導、広報の徹底             <p>高速道路交通安全協議会と連携し、高速道路利用車両に対する指導、育成を徹底し、高速道路における過労運転、過積載、速度超過等の防止を図るとともに安全走行のペースメーカーになるように指導を徹底する。</p> </li> <li>3 危険物運搬車両に対する指導取締りの強化とイエローカードの携行普及活動の推進             <p>高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会と連携して、高速道路を利用する危険物運搬車両に対する指導取締りを強化し、危険物の流出・漏洩事故等の防止を図るとともに、事故発生時の応急措置、緊急連絡等が記載されたイエローカードの携行普及活動を行う。</p> </li> <li>4 雪氷期間における交通対策の推進             <p>中日本高速道路株式会社と連携し、気象予測に基づいた雪氷体制及び雪氷対策により、冬期間における高速道路の安全かつ円滑な交通の確保と交通事故防止を図る。</p> </li> <li>5 自動二輪車の事故防止対策と逆走事故防止対策の推進             <p>改正道路交通法を踏まえ、自動二輪二人乗り禁止規定に違反する運転者に対する指導取締りを積極的に推進するとともに、危険防止のための措置を的確に講じる。また、高齢者等による逆走交通事故が多発していることから、道路管理者等と連携して道路標識等の改良等による逆走防止対策を推進する。</p> </li> <li>6 後部座席を含めたシートベルト着用徹底のための広報及び指導取締り             <p>高速道路における被害軽減効果を踏まえ、後部座席を含めたシートベルト着用の徹底のための</p> </li> </ol>



広報及び指導取締りを実施する。

7 殉職・受傷事故防止の徹底

高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

〔事業主体  
警察本部交通指導課〕

事業目的	適正かつ緻密な交通事故事件捜査を徹底するため、次の事項を重点に推進する。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</li> <li>2 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</li> <li>3 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</li> <li>4 ひき逃げ事件捜査の徹底 ひき逃げ事件に対しては、発生当初における捜査員の大量投入に併せて、デバイス検索システム、UOE等捜査支援システムを積極的に活用し被疑者検挙に努める。</li> <li>5 交通特殊事件捜査の強化 交通事故を偽装した保険金詐欺事件、車庫とばし事件、不正車検事件、運転免許証の不正取得事件、その他交通犯罪に対する組織的な情報収集・管理体制を整備するとともに、捜査体制を確立し、真に県民が要望する悪質事件の検挙に努める。</li> </ol>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(3) 暴走族対策の推進 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
// 私学振興・青少年課  
教育委員会学校安全課  
警察本部交通指導課

事業目的	<p>県の「暴走族等の根絶に関する条例」及び「暴走族等の根絶を推進するための基本方針」によって、自治体・地域住民が一体となった暴走族根絶運動を積極的に行う。また、青少年に対して、暴走族等に参加しないよう適切な指導を促進するとともに離脱・脱退を指導し、支援する。</p>
事業計画の概要	<p>1 「岐阜県暴走族等の根絶に関する条例（第6条 学校、職場等関係者の責務）」に基づく積極的な取組み 県民、保護者及び学校・職場等関係者は、それぞれの立場で暴走族根絶に向けた教育を行い、暴走行為等の活動を抑制するとともに、暴走グループへの加入防止及び脱退促進を図る。</p> <p>2 い集行為・暴走行為等の実態把握 自動車関係業者、自治会及び地域に密着した青少年関係団体等との協力体制を確立し、い集及び暴走行為等に関する情報収集に努め、その実態を把握する。</p> <p>3 暴走族等に対する指導・補導 暴走族等を把握し、本人又は保護者、雇い主等を通じて指導・補導を行うとともに、暴走族グループからの離脱促進を図る。</p> <p>4 暴走族等根絶世論の醸成 暴走族等根絶世論の醸成を図るため、関係機関・団体に対する資料の提供と、あらゆる広報媒体を通じて暴走族等の反社会性を積極的に広報するとともに、不法改造防止運動及び「岐阜県暴走族等の根絶に関する条例」の周知徹底を図る。 (岐阜県PTA連合会では暴走族追放「四ない運動」を推進している。)</p> <p>5 暴走族加入防止のための教育 暴走族等への人的供給を遮断するため、自治体をはじめ学校関係者、民間ボランティア等と連携し、「暴走族加入阻止教室」等を開催し、青少年に対して暴走族等の悪質性・危険性などについて理解を深めさせる教育を行う。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(3) 暴走族対策の推進 イ 暴走行為阻止のための環境整備

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
県土整備部道路維持課  
警察本部交通指導課  
中部整備局各国道事務所

事業目的	暴走行為等をさせないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路環境づくりを積極的に行う。
事業計画の概要	<p>1 暴走行為等のしにくい道路施設整備の実施 ゼロヨン・ローリング・ドリフト等の違法な暴走行為に利用されやすい道路について、道路管理者、警察等が共同して実地調査を行い、交通機能確保を前提とし、一定間隔での薄層舗装の設置等交通安全施設等の整備を実施する。</p> <p>2 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例第9条に適応した施設・道路環境づくり 第9条 道路を設置し、又は管理する者は暴走行為等が行われるおそれがある道路について、管理上支障のない範囲内で、道路の構造等について暴走族等による暴走行為等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 暴走行為等のしにくい環境づくり 暴走族等に利用されやすい施設の適切な管理や自動車等関連業者による不法改造防止、または不法改造車への給油自粛措置の的確な実施を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(3) 暴走族対策の推進 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進

事業主体  
警察本部交通指導課  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	体制及び装備資機材の充実を図る。また、悪質事犯に対しては、警察・運輸支局が相互に連絡・協力を図り、あらゆる法令を適用して検挙及び補導等を徹底し、併せて解散指導を積極的に行う。
事業計画の概要	<p>1 総合力を発揮した取締り</p> <p>(1) 暴走族等のい集又は暴走行為等に関する情報を入手したときは、組織の総合力を発揮した取締りを行う。</p> <p>(2) 集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始め、岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の積極的適用に努める。</p> <p>(3) 物的遮断としての不法改造車両の排除を目的とした整備不良車両取締りや整備命令・通告等、各種法令を多角的に活用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、検挙の徹底を図る。</p> <p>(4) 暴走族等の現場捕捉に必要な停止用資機材や証拠収集のための資機材の開発、整備に努める。</p> <p>(5) 共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する取消処分等の的確な行政処分を迅速かつ厳正に申達する。</p> <p>2 不正改造車両の取締り</p> <p>「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。</p> <p>3 関係県警察相互の捜査協力</p> <p>不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに、関係機関と連携して、不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根本的な対策を講じるほか、他県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持	( 事業主体 警察本部交通指導課 // 運転免許課 )
細目	(3) 暴走族対策の推進 工 暴走族関係事犯者の再犯防止	

事業目的	<p>暴走族等の関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実のもとより、組織の実態や被疑者の非行の背景となっている諸事情をも明らかにしつつ、厳正な処分が行われるよう努める。</p> <p>また、暴走族グループからの脱退指導を徹底する。</p> <p>さらに、再犯防止に重点を置いた個別指導・教育の実施に努めるとともに、運転免許の行政処分に係る処分者講習において、再犯防止のための講習内容の充実を図る。</p>
事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 暴走族等の関係事犯については、犯罪事実の究明はもとより、組織の実態、非行の背景等を明らかにし、速やかな事件処理とグループの解体を図る。</li> <li>• 暴走少年に対する交通道德のかん養を図るため、家族・職場等における監督機能の向上に向けた個別指導に努める。</li> <li>• 暴走族等に対する行政処分については、特に、迅速的確に行うとともに、処分者講習についても、効果的な対策、講習を行い再犯防止に努める。</li> </ul>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	5 道路交通秩序の維持
細目	(3) 暴走族対策の推進 才 車両の不正改造の防止

〔事業主体  
中部運輸局岐阜運輸支局  
警察本部交通指導課〕

事業目的	暴走行為を助長するような車両の不正な改造の防止に努める。
事業計画の概要	<p>1 不正改造車を排除する運動」等広報活動の推進 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全県的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>2 不正改造業者への立入検査 不正改造等を行った業者に対して、必要に応じて事務所等に立ち入り検査を行う。</p> <p>3 旧車會グループの実態把握 違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの確な対応を推進する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充

〔事業主体  
危機管理部消防課〕

事業目的	交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制の整備を図る。
事業計画の概要	救助隊を設置する22消防本部において、交通事故の種類・内容の複雑多様化に迅速かつ的確に対処するため、救助工作車等各種資機材の整備を進めるとともに、人命救助に必要な高度かつ専門的な隊員教育を実施する。



## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

事業主体  
危機管理部消防課  
健康福祉部医療整備課

事業目的	大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するために必要な体制を整備する。
事業計画の概要	各市町村間の広域応援体制を強化するとともに、防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの効率的な運用により迅速かつ的確な救助・救急活動に努める。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

事業主体  
危機管理部消防課  
教育委員会学校安全課

事業目的	現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。																																																					
事業計画の概要	<p>1 応急手当の知識・実技の普及、救急手当指導者の養成          応急手当の知識、技術の普及を図るため、応急手当指導員による住民に対する応急手当の普及啓発及び応急手当普及員による職場での応急手当の普及啓発を推進する。</p> <p>○救急業務実施機関一覧（平成27年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救急業務実施機関</th> <th>構成市町村</th> <th>救急車数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>岐阜市消防本部</td><td>岐阜市、瑞穂市</td><td>18台</td></tr> <tr><td>高山市消防本部</td><td>高山市、白川村</td><td>12台</td></tr> <tr><td>多治見市消防本部</td><td>多治見市</td><td>6台</td></tr> <tr><td>中津川市消防本部</td><td>中津川市</td><td>9台</td></tr> <tr><td>瑞浪市消防本部</td><td>瑞浪市</td><td>3台</td></tr> <tr><td>羽島市消防本部</td><td>羽島市</td><td>4台</td></tr> <tr><td>恵那市消防本部</td><td>恵那市</td><td>6台</td></tr> <tr><td>土岐市消防本部</td><td>土岐市</td><td>4台</td></tr> <tr><td>各務原市消防本部</td><td>各務原市</td><td>8台</td></tr> <tr><td>山県市消防本部</td><td>山県市</td><td>3台</td></tr> <tr><td>飛騨市消防本部</td><td>飛騨市</td><td>5台</td></tr> <tr><td>郡上市消防本部</td><td>郡上市</td><td>7台</td></tr> <tr><td>下呂市消防本部</td><td>下呂市</td><td>5台</td></tr> <tr><td>海津市消防本部</td><td>海津市</td><td>4台</td></tr> <tr><td>養老町消防本部</td><td>養老町、大垣市（旧上石津町地区）</td><td>5台</td></tr> <tr><td>不破消防組合</td><td>垂井町、関ヶ原町</td><td>3台</td></tr> </tbody> </table>			救急業務実施機関	構成市町村	救急車数	岐阜市消防本部	岐阜市、瑞穂市	18台	高山市消防本部	高山市、白川村	12台	多治見市消防本部	多治見市	6台	中津川市消防本部	中津川市	9台	瑞浪市消防本部	瑞浪市	3台	羽島市消防本部	羽島市	4台	恵那市消防本部	恵那市	6台	土岐市消防本部	土岐市	4台	各務原市消防本部	各務原市	8台	山県市消防本部	山県市	3台	飛騨市消防本部	飛騨市	5台	郡上市消防本部	郡上市	7台	下呂市消防本部	下呂市	5台	海津市消防本部	海津市	4台	養老町消防本部	養老町、大垣市（旧上石津町地区）	5台	不破消防組合	垂井町、関ヶ原町	3台
救急業務実施機関	構成市町村	救急車数																																																				
岐阜市消防本部	岐阜市、瑞穂市	18台																																																				
高山市消防本部	高山市、白川村	12台																																																				
多治見市消防本部	多治見市	6台																																																				
中津川市消防本部	中津川市	9台																																																				
瑞浪市消防本部	瑞浪市	3台																																																				
羽島市消防本部	羽島市	4台																																																				
恵那市消防本部	恵那市	6台																																																				
土岐市消防本部	土岐市	4台																																																				
各務原市消防本部	各務原市	8台																																																				
山県市消防本部	山県市	3台																																																				
飛騨市消防本部	飛騨市	5台																																																				
郡上市消防本部	郡上市	7台																																																				
下呂市消防本部	下呂市	5台																																																				
海津市消防本部	海津市	4台																																																				
養老町消防本部	養老町、大垣市（旧上石津町地区）	5台																																																				
不破消防組合	垂井町、関ヶ原町	3台																																																				

救急業務実施機関	構 成 市 町 村	救急車数
本巣消防事務組合	本巣市、北方町	5台
揖斐郡消防組合	揖斐川町、大野町、池田町	5台
可茂消防事務組合	美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、可児市、白川町、東白川村	14台
大垣消防組合	大垣市、神戸町、輪之内町、安八町	9台
中濃消防組合	関市、美濃市	10台
羽島郡広域連合	岐南町、笠松町	3台
計 22消防本部	42市町村	148台

(非常用を含む)

2 小学校教科「体育」及び中学校・高等学校の教科「保健体育」において、応急手当の指導の充実を図る。

○ 指導内容

小学校（5年）「けがの防止」

- ・ けがの手当
  - ① 状況の速やかな把握と処置、近くの大人に知らせること
  - ② 傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの方法

中学校（2年）「傷害の防止」

- ・ 応急手当
  - ① 応急手当による障害の悪化防止
  - ② 心肺蘇生等

高等学校（1年）「現代社会と健康」

- ・ 応急手当
  - ① 応急手当の意義とその基本
  - ② 日常的な応急手当
  - ③ 心肺蘇生法の原理とおこない方

## 第1章 道路交通安全の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 工 救急救命士の養成・配置等の促進

〔事業主体  
危機管理部消防課  
健康福祉部医療整備課〕

事業目的			
プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急措置）の向上のため、各消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう、救急救命士の早期養成・資質向上を図る。			
事業計画の概要			
<ul style="list-style-type: none"> <li>（一財）救急振興財団東京研修所、名古屋市救急救命士養成所へ救急隊員を派遣し、計画的に配置できるよう救急救命士の養成に努める。</li> <li>救急隊を設置する22消防本部において、救急現場及び搬送途上における高度な応急処置に対応するため、救急救命士及び救急標準課程修了者の養成、応急手当指導員の育成に努める。</li> </ul>			
科別	実施予定期間	対象人員	備考
救急救命士 養成教育	平成28年4月～9月	6名	(一財)救急振興財団
	平成28年 9月～ 平成29年3月	11名	東京研修所
	平成28年8月～ 平成29年3月	54名	名古屋市 救急救命研修所

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 才 救助・救急用資機材の整備の推進

〔事業主体  
危機管理部消防課〕

事業目的	救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、消防緊急通信指令施設等の導入を推進する。
事業計画の概要	国庫補助事業等の活用により、救助工作車、救助資機材の整備、救急救命士等が高度な救命処置を行うことができるよう高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の導入を促進し、高度な救助・救急体制の整備を図る。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

〔事業主体  
危機管理部消防課〕

事業目的	ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。
事業計画の概要	岐阜大学医学部附属病院を基地病院として、負傷者の救命率の向上や後遺症を軽減するため、医師等が同乗し、救急現場から救命医療を行いながら搬送するドクターヘリを配備していることから、積極的な運用を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

事業主体  
危機管理部消防課  
(岐阜県消防学校)

事業目的	複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。			
事業計画の概要	県消防学校における専科教育（救助科・救急科）及び特別教育（救急救命士集合研修）の講習内容の充実強化を図るとともに国の消防大学校（救助科）へ救助隊員を派遣し、知識・技術の向上に資する。			
	科別	実施予定期間	対象人員	備考
救助科		平成28年 4月～ 6月	2名	消防大学校
		平成28年 8月～10月	2名	
		平成28年10月～11月	37名	県消防学校
救急科		平成28年 9月～10月	2名	消防大学校
	前期	平成28年10月～ 11月	90名	県消防学校
	後期	平成29年 1月～ 2月		
救命救急士集合研修		随時	計500名	県消防学校

# 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

事業主体  
危機管理部消防課  
中日本高速道路株式会社

事業目的	中日本高速道路株式会社と沿線市町村、消防本部と協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。																																																																								
事業計画の概要	<p>高速道路における救急業務については、昭和49年4月に関係省庁等で定められた高速道路における救急業務の在り方に基づき、本県では、中日本高速道路株式会社、高速道路インターチェンジ所在市町村、高速道路通過市町村及び県で設置した「岐阜県高速道路消防連絡協議会」において、広域にわたる消防救急業務計画の協議、関係機関相互の連絡調整及び関係市町村の救急体制の整備等を図る。</p> <p>また、高速自動車道の救急業務を担当する市町村に対し財政措置（出場件数等により支弁金を支給する）を講ずる。</p> <p>(1) 名神高速道路 名神高速道路の救急業務を実施している3消防本部において、救急業務体制の万全を期する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th colspan="2">滋賀県</th> <th colspan="5">岐阜県</th> <th>愛知県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係（通過）市町村名（人口）</td> <td>彦根市</td> <td>米原市</td> <td>関ヶ原町 (7,369)</td> <td>大垣市 (上石鞆)</td> <td>養老町 (28,865)</td> <td>大垣市 (159,960)</td> <td>安八町 (14,770)</td> <td>羽島市 (67,392)</td> <td>一宮市</td> </tr> <tr> <td>インターチェンジ名（I.C）</td> <td>彦根 I.C</td> <td>米原 I.C</td> <td>関ヶ原 I.C</td> <td></td> <td></td> <td>大垣 I.C</td> <td>岐阜羽島 I.C</td> <td>一宮 I.C</td> </tr> <tr> <td>救急病院数</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I.C区間距離</td> <td></td> <td></td> <td>24.4km</td> <td colspan="2">14.5km</td> <td>6.9km</td> <td>13.0km</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急業務実施市町村名及び実施区間</td> <td>上り車線</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">不破消防組合</td> <td>大垣消防組合</td> <td>羽島市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下り車線</td> <td></td> <td>不破消防組合</td> <td colspan="2">大垣消防組合</td> <td>羽島市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全線距離</td> <td></td> <td></td> <td colspan="5">58.8km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都道府県名	滋賀県		岐阜県					愛知県	関係（通過）市町村名（人口）	彦根市	米原市	関ヶ原町 (7,369)	大垣市 (上石鞆)	養老町 (28,865)	大垣市 (159,960)	安八町 (14,770)	羽島市 (67,392)	一宮市	インターチェンジ名（I.C）	彦根 I.C	米原 I.C	関ヶ原 I.C			大垣 I.C	岐阜羽島 I.C	一宮 I.C	救急病院数			1			3	1		I.C区間距離			24.4km	14.5km		6.9km	13.0km		救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線			不破消防組合		大垣消防組合	羽島市		下り車線		不破消防組合	大垣消防組合		羽島市			全線距離			58.8km					
都道府県名	滋賀県		岐阜県					愛知県																																																																	
関係（通過）市町村名（人口）	彦根市	米原市	関ヶ原町 (7,369)	大垣市 (上石鞆)	養老町 (28,865)	大垣市 (159,960)	安八町 (14,770)	羽島市 (67,392)	一宮市																																																																
インターチェンジ名（I.C）	彦根 I.C	米原 I.C	関ヶ原 I.C			大垣 I.C	岐阜羽島 I.C	一宮 I.C																																																																	
救急病院数			1			3	1																																																																		
I.C区間距離			24.4km	14.5km		6.9km	13.0km																																																																		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線			不破消防組合		大垣消防組合	羽島市																																																																		
	下り車線		不破消防組合	大垣消防組合		羽島市																																																																			
全線距離			58.8km																																																																						



(2) 中央自動車道

中央自動車道の救急業務を実施している東濃5市の救急業務体制の万全を期する。

都道府県名		愛知県		岐阜県					長野県	
関係(通過)市町村名(人口)	小牧市	多治見市(110,403)	土岐市(57,702)	瑞浪市(38,666)	恵那市(50,913)	中津川市(78,782)		阿智村	飯田市	
インターチェンジ名(I.C)	小牧東I.C	多治見I.C	土岐I.C	瑞浪I.C	恵那I.C	中津川I.C	恵那山トンネル西口		飯田I.C	
救急病院数		2	1	3	1	2				
I.C区間距離		8.1km	8.8km	4.5km	18.1km	9.4km	22.0km	14.8km		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	多治見市		土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市			
	下り車線	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市				
全線距離		59.9km								

(3) 東海北陸自動車道

東海北陸自動車道の救急業務を実施している4消防本部において、救急業務体制の万全を期する。

都道府県名		愛知県		岐阜県										富山県	
関係(通過)市町村名(人口)		岐阜市(406,411)	各務原市(144,848)	関市(88,973)	美濃市(20,630)	郡上市(41,928)				高山市(88,982)	白川村(1,608)	上平村			
インターチェンジ名(I.C)	一宮木曽川I.C		岐阜各務原I.C	関I.C	美濃I.C	美並I.C	郡上八幡I.C	ぎふ大和I.C	白鳥I.C	高鷲I.C	荘川I.C	飛騨清見I.C	白川郷I.C	五箇山I.C	
救急病院数			2	3	1		1		2						
I.C区間距離		5.6km	12.2km	6.9km	17.2km	10.2km	6.2km	10.4km	8.0km	13.9km	19.0km	25.0km	15.3km		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	各務原市		中濃消防組合		郡上市				高山市					
	下り車線	愛知県		各務原市	中濃消防組合		郡上市				高山市				
全線距離		149.9km													

(4) 東海環状自動車道

東海環状自動車道の救急業務を実施している4消防本部において、救急業務体制の万全を期する。

都道府県名		岐阜県							愛知県	
関係(通過)市町村名(人口)	養老町(28,865)	大垣市(159,960)		関市(88,973)	富加町(5,567)	美濃加茂市(55,550)	可児市(98,916)	土岐市(57,702)	瀬戸市	
インターチェンジ名(I.C)		大垣西I.C		関広見I.C	富加関I.C	美濃加茂I.C	可児御嵩I.C	土岐南多治見I.C	せと品野I.C	
救急病院数		3		3		2	4	2		
I.C区間距離	6.0km			9.9km	6.3km	9.4km	13.4km	10.9km		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	大垣消防組合		可茂消防事務組合				土岐市	愛知県	
	下り車線	大垣消防組合		中濃消防組合		可茂消防事務組合			土岐市	愛知県
全線距離	6.0km	49.9km								

※人口については、平成28年2月1日現在推計値

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

事業主体  
警察本部交通規制課  
健康福祉部医療整備課  
中部運輸局岐阜運輸支局

事業目的	緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のためのシステム導入について検討する。
事業計画の概要	1 現場急行支援システム（FAST）の整備検討 緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を検討する。 2 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備 交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、緊急通報システム（HELP）や事故自動通報システム（ACN）の格段の普及と高度化を図るために必要な環境の整備を検討する。 3 その他：岐阜県救急・災害医療情報システム（ぎふ救急ネット）の整備 休日、夜間等における救急患者の症状に応じて、適切な医療機関を選定し、迅速かつ円滑な患者搬送及び医療連携を図るため、救急医療情報システムの充実整備を推進する。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実
細目	(2) 救急医療体制の整備

〔事業主体  
健康福祉部医療整備課〕

事業目的	交通事故等による救急患者の円滑な医療確保を図るため、組織的、体系的に救急医療体制の整備を推進する。
事業計画の概要	<p>1 初期救急医療体制の整備 休日夜間急患センターや在宅当番医制の拡大促進により、救急搬送を必要としない救急患者の医療確保を推進する。</p> <p>2 第二次救急医療体制の整備 第二次救急医療圏単位で病院群輪番制の実施と充実を促進し、入院治療を要する重症救急患者の医療確保を推進する。</p> <p>3 第三次救急医療体制の整備 救命救急センターによる体制の充実に努め、初期・第二次救急医療機関等から搬送される重篤患者の医療確保を推進する。</p> <p>4 ドクターヘリの運用 岐阜大学医学部附属病院を基地病院として、負傷者の救命率の向上や後遺症を軽減するため、医師等が同乗し、救急現場から救命医療を行いながら搬送するドクターヘリを配備していることから、積極的な運用を推進する。</p>

## 第1章 道路交通安全の安全

実施項目	6 救助・救急活動の充実	事業主体 危機管理部消防課 健康福祉部医療整備課
細目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	

事業目的	救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。
事業計画の概要	「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用実態の調査・分析を実施し、消防機関と医療機関が問題意識を共有し、実施基準の運用改善や見直しに継続的に取り組む。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

〔事業主体  
警察本部交通指導課  
中部運輸局岐阜運輸支局〕

事業目的	交通事故被害者等の支援に資するため、自動車損害賠償保障制度の充実と広報啓発を図る。
事業計画の概要	<p>1 被害者救済対策の充実</p> <p>(1) 自動車損害賠償保障制度について、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。</p> <p>(2) ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び被害者救済対策事業等を行うことなどにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図る。</p> <p>2 広報啓発活動の推進</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知する。</p> <p>(2) 期限切れ等が散見される原動機付自転車等検査対象外車両の責任保険（共済）の加入状況の調査、自賠責制度PRにより加入率向上を図る。</p> <p>(3) 自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を加速化する。</p> <p>3 指導取締り等の推進</p> <p>関係機関と連携した街頭における指導取締り及び監視活動の強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(2) 損害賠償の請求についての援助等 ア 交通事故相談活動の推進

事業主体  
環境生活部  
県民生活相談センター

事業目的	交通事故の被害者等に対し、損害賠償問題等について適切な指導・助言を行うため、交通事故相談の活動を推進する。																				
事業計画の概要	<p>1 交通事故相談の活動の充実 ふれあい福寿会館内に相談員を配置し、交通事故の当事者とその家族に対する損害賠償問題等について、適切な指導と助言を行う。 また、県内3ヶ所で定期的に巡回相談（完全予約制）を行い、交通事故相談の利便性を確保する。 &lt;交通事故相談一覧表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>場 所</th> <th>相 談 日</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活相談センター</td> <td>ふれあい福寿会館</td> <td>月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</td> <td>8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">巡回相談 （完全予約制）</td> <td>飛騨総合庁舎</td> <td>毎月第4水曜日</td> <td>10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>可茂総合庁舎</td> <td>毎月第2金曜日</td> <td>10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>多治見市役所</td> <td>毎月第1木曜日</td> <td>10:00～15:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 広報活動の充実 交通事故相談の利用を県民に周知するため、県及び市町村の広報紙等の広報媒体を積極的に活用する。</p>				場 所	相 談 日	時 間	県民生活相談センター	ふれあい福寿会館	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）	8:30～17:00	巡回相談 （完全予約制）	飛騨総合庁舎	毎月第4水曜日	10:00～15:00	可茂総合庁舎	毎月第2金曜日	10:00～15:00	多治見市役所	毎月第1木曜日	10:00～15:00
	場 所	相 談 日	時 間																		
県民生活相談センター	ふれあい福寿会館	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）	8:30～17:00																		
巡回相談 （完全予約制）	飛騨総合庁舎	毎月第4水曜日	10:00～15:00																		
	可茂総合庁舎	毎月第2金曜日	10:00～15:00																		
	多治見市役所	毎月第1木曜日	10:00～15:00																		

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(2) 損害賠償の請求についての援助等 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

〔事業主体  
警察本部交通指導課〕

事業目的	交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。
事業計画の概要	「被害者支援用リーフレット」を警察署窓口に、「被害者の手引」を交通事故の被害者等に配付し、自動車保険・救済制度等に関する教示並びに交通事故相談等に努める。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化 ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

〔事業主体  
環境生活部環境生活政策課〕

事業目的	交通遺児激励金等支給の援助措置を実施する。																				
事業計画の概要	<p>1 交通遺児激励金の支給 交通事故により親等を失った乳幼児、児童生徒に対して5月5日の「こどもの日」に知事の激励文とともに激励金を送る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支給区分</th> <th>1人当たりの激励金の支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者</td> <td>乳幼児及び小学生</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生 (高専3年生までの者を含む)</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交通安全協力者災害見舞金の支給 民間協力者が地域の交通安全対策の推進のために、交通指導、啓発活動中等に災害を受けた場合に、見舞金を支給する。</p> <p>&lt;見舞金の額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡</th> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> <th>後遺障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>20万円以内</td> <td>5万円以内</td> <td>さらに30万円以内</td> </tr> </tbody> </table>			対象	支給区分	1人当たりの激励金の支給額	交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者	乳幼児及び小学生	15,000円	中学生	20,000円	高校生 (高専3年生までの者を含む)	25,000円	死亡	重傷	軽傷	後遺障害	100万円	20万円以内	5万円以内	さらに30万円以内
対象	支給区分	1人当たりの激励金の支給額																			
交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者	乳幼児及び小学生	15,000円																			
	中学生	20,000円																			
	高校生 (高専3年生までの者を含む)	25,000円																			
死亡	重傷	軽傷	後遺障害																		
100万円	20万円以内	5万円以内	さらに30万円以内																		



### 3 その他

#### 他機関の援助措置紹介

#### ○ 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）の援助措置

自動車事故対策機構は、自動車事故による被害者に対し、次の生活資金貸付等を行い被害者の救済を促進している。

#### （1）後遺障害保険（共済）金一部立替貸付

〔1人 10万円～290万円 無利子〕

#### （2）保障金一部立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者の方で、政府の保障事業に保険金を請求しており支払いを受けていない方

〔後遺障害 1人 10万円～290万円 無利子〕

#### （3）交通遺児等貸付

〔一時金 1人 155,000円 無利子〕

〔育成資金 1人（月額） 20,000円 無利子〕

〔入学支度金 1人 44,000円 無利子〕

#### （4）不履行判決貸付

〔1人 10万円～100万円 年率3%〕

#### （5）重度後遺障害者介護料支給

① 介護料：月額で支給。ただし、その月の介護に要した費用（訪問介護、介護用品の購入等）の負担額の上限額までの範囲内で支給。

ア 常時の介護が必要な者のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」であると認められた者（特Ⅰ種） …………… 68,440円～136,880円

イ 上記ア以外で常時の介護が必要な者（Ⅰ種） 58,570円～108,000円

ウ 随時の介護が必要な者（Ⅱ種） …………… 29,290円～ 54,000円

② 前記、介護料の受給資格を有する方（特Ⅰ種～Ⅱ種）が短期入院した場合の助成  
短期の入院に限りその費用（患者移送費、室料差額等）について、1日当たり1万円を上限とし、年間45万円以内かつ年間45日以内の範囲内で介護料とは別枠で助成。

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した 対策の推進

〔事業主体  
警察本部交通指導課〕

事業目的	交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務と、被害者連絡制度による情報提供及び被害者救済活動を推進する。
事業計画の概要	<p>被害者・遺族に対して、敬意と同情を持って接し、交通事故相談、付き添い等その心情に配慮した適切な支援活動を推進するとともに、交通事故事件被害者対策マニュアル（全警察署に配付）に基づき、ひき逃げ事件、死亡事故等被害者連絡対象事件について、捜査に支障のない範囲で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜査状況</li> <li>○ 被疑者検挙状況</li> <li>○ 事件の送致状況</li> </ul> <p>等を被害者等に連絡し、適切な情報提供に努める。</p> <p>さらに、警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。</p>

## 第1章 道路交通の安全

実施項目	7 被害者支援の充実と推進
細目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化 ウ 公共交通事故被害者への支援

事業主体  
中部運輸局鉄道部  
中部地方整備局各国道事務所

事業目的	鉄道等の公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、各種支援に取り組む。
事業計画の概要	<p>公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報提供のための窓口を設置</li> <li>○ 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）</li> </ul> <p>等を図る。</p> <p>また、外部の関係機関とのネットワークの構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組を進める。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	1 鉄道交通環境の整備	〔 事業主体 中部運輸局鉄道部 〕
細目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	

事業目的	<p>鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設等について常に高い信頼性を保持し、システム全体として安全性を確保する必要があるため、施設整備等における安全対策の推進を図る。</p>
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</li> <li>2 多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。</li> <li>3 切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</li> <li>4 駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。</li> </ol>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	1 鉄道交通環境の整備	事業主体 都市公園整備局公共交通課 中部運輸局鉄道部
細目	(2) 運転保安設備等の整備	

事業目的	安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する運転保安設備の整備の強化を図る。
事業計画の概要	<p>曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年6月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進の拡大を図る。</p> <p>経営状況の厳しい第三セクター鉄道における施設（設備・車両）の改良・更新など「地域公共交通確保維持改善事業費補助」を地方公共団体と協調して実施する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
細目	

〔事業主体  
中部運輸局鉄道部〕

事業目的	鉄道交通の安全を確保するため、全国交通安全運動等の広報活動を通じて、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。
事業計画の概要	<p>1 分かりやすい知識の提供等          運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。          このため、鉄道の安全利用に関して策定した手引きも参考として安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供できるよう指導する。</p> <p>2 積極的な広報活動の推進          学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等や踏切事故防止キャンペーンにおいて広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>3 その他安全対策の徹底          建設工事・保守作業等施設の建設・保守に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう、鉄道事業者を指導する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道の安全な運行の確保	〔 事業主体 中部運輸局鉄道部 〕
細目	(1) 保安監査の実施	

事業目的	鉄道の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて、鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。
事業計画の概要	<p>○ 保安監査の充実</p> <p>鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、JR北海道問題を踏まえて2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p>



## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道の安全な運行の確保	〔 事業主体 中部運輸局鉄道部 〕
細目	(2) 運転士の資質の保持	

事業目的	鉄道交通の安全を確保するため、運転士の資質の維持・向上を図る。
事業計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</li> <li>2 資質（適性・知識及び技能）が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</li> </ol>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道交通環境の整備	〔事業主体 中部運輸局鉄道部〕
細目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	

事業目的	鉄道事故を防止するため、安全上のトラブル情報を共有・活用を推進する。
事業計画の概要	<p>1 情報の収集・分析等</p> <p>(1) 鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄軌道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>(2) 国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p> <p>2 積極的な報告の指導</p> <p>運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道の安全な運行の確保
細目	(4) 気象情報等の充実

〔事業主体 中部運輸局鉄道部  
岐阜地方気象台〕

事業目的	<p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図る。</p>
事業計画の概要	<p>1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>2 地震・火山の監視・警報体制の整備等 地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達する。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発に取り組む。</p> <p>(2) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。</p> <p>3 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。 また、住民に対し気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムでわかりやすく提供する。</p> <p>(1) 気象特別警報・警報・予報等 気象による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により乗務員等に周知する。</p> <p>(2) 緊急地震速報（予報及び警報） 地震による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等</p>

の協力により乗務員等に周知する。

(3) 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を公表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により乗務員等に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。また、乗務員等の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、平成27年3月に運用を開始した量的降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により乗務員等に周知する。

(5) その他総括的対策

ア 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

イ 走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

ウ 噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

エ 鉄道事業者は、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努める。

オ JR東日本羽越線列車脱線事故が発生したことを踏まえ設置された「鉄道強風対策協議会」において、引き続き、強風対策についてソフト・ハードの両面からの検討を進め、所要の対策を講ずる。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道の安全な運行の確保	〔事業主体 中部運輸局鉄道部〕
細目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	

事業目的	大規模な事故又は災害が発生した場合、被害者対策の適切を期するため、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。
事業計画の概要	<p>1 迅速かつ的確な情報の収集・連絡 鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>2 適切な情報提供と復旧に必要な体制の整備 幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	3 鉄道の安全な運行の確保	〔事業主体 中部運輸局鉄道部〕
細目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	

事業目的	<p>鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p>
事業計画の概要	<p>運輸安全マネジメント評価は、法令遵守とともに輸送の安全の確保を図るものであり、引き続き、従来からの保安監査の強化と併せ、運輸安全マネジメント制度の定着に向け、鉄軌道事業者及び索道事業者の安全意識の向上、安全管理体制の構築・改善に係る取り組みを支援し、公共交通機関の安全対策を一層推進する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	4 救助・救急活動の充実
細目	

〔事業主体  
中部運輸局鉄道部〕

事業目的	鉄道の重大事故等の発生に際し、関係機関と連携をとり、救助・救急体制の強化を図る。
事業計画の概要	<p>1 関係機関との連携・協力対策の強化 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。</p> <p>2 二次災害防止の徹底 重大事故発生時の緊急体制の再確認と、二次災害防止のための安全管理の徹底を図る。</p> <p>3 応急手当の普及啓発活動の推進 鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p>

## 第2章 鉄道交通の安全

実施項目	5 鉄道事故等の原因究明と再発防止
細目	

〔事業主体  
中部運輸局鉄道部〕

事業目的	<p>1 鉄道の事故防止のための研究開発を推進する。</p> <p>2 鉄道の事故防止のため、事故原因の究明等の成果を速やかに安全対策に反映させる体制を整備する。</p>
事業計画の概要	<p>1 兆候（鉄道重大インシデント）に関する原因究明調査の徹底 鉄道事故等及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行うため、外部機関が有する分析機器や専門的知見等の積極的な活用のほか、過去の事故等調査結果を有効に活用するためのデータベースの整備等に努める。</p> <p>2 事故防止のための研究開発の推進等</p> <p>(1) 鉄道の安全対策については、事故防止のための研究開発を推進し、鉄道交通の安全性の向上に努める。 このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転などに関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。</p> <p>(2) 近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、鉄道総合技術研究所が行う「車体構造の安全性向上の検討」のような安全性の更なる向上に資する技術開発等を推進する。</p>



## 第3章 踏切道における交通の安全

### 第3章 踏切道における交通の安全

実施項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	事業主体 環境生活部環境生活政策課 県土整備部道路建設課 // 道路維持課 都市建築部都市整備課 中部地方整備局各国道事務所 中部運輸局鉄道部
細目		

事業目的	
<p>主要な地方都市における踏切道については、道路管理者と鉄道事業者が連携を強化し、「抜本対策」による踏切除却と、「速効対策」による踏切事故の防止及び交通の円滑化により、踏切道対策を総合的に推進する。</p>	
事業計画の概要	
<p>1 立体横断施設の整備等          立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。          また、歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良等を推進する。</p> <p>2 「開かずの踏切」等対策の推進          「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、原則立体交差化を図る。</p> <p>3 「速効対策」と「抜本対策」との両輪による総合的な対策          1、2については、構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を緊急的かつ重点的に推進する。</p>	

### 第3章 踏切道における交通の安全

実施項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
細目	_____

事業主体  
 都市公園整備局公共交通課  
 警察本部交通規制課  
 中部運輸局鉄道部

事業目的	<p>踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況、う回路の状況等を勘案して、遮断機、踏切警報装置、警報時間制御装置、踏切支障報知装置等の保安設備の設置及び整備を進める。</p> <p>なお、地方中小鉄道における安全性向上に資する踏切保安設備等の整備に対しては、着実な事業実施を図るため、支援する。</p> <p>また、経営状況の厳しい第三セクター鉄道における老朽化した踏切設備の改良・更新を推進し、鉄道輸送の安全性の向上を支援する。</p>
事業計画の概要	<p>1 踏切遮断機の整備</p> <p>(1) 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>(2) 遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>(3) 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>2 必要な交通規制の推進</p> <p>交通量等の交通実態、う回路の状況等を踏まえ、踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制を推進する。</p> <p>3 老朽化した踏切設備の改良・更新</p> <p>国の鉄道の安全性向上に資する設備投資に係る補助を活用し地方公共団体と協調して実施する。</p>

### 第3章 踏切道における交通の安全

実施項目	3 踏切道の統廃合の促進
細目	

事業主体  
環境生活部環境生活政策課  
中部運輸局鉄道部

事業目的	踏切道の立体交差化、構造改良等の事業に併せて、近接踏切道の統廃合を促進するほか、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについても、統廃合を促進する。
事業計画の概要	<p>1 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>2 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>3 踏切事故の防止対策については、鉄道事業者・警察・地方自治体・関係省庁等が今後とも協力して具体的な対策について推進していくこととする。</p>

### 第3章 踏切道における交通の安全

実施項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
細目	

事業主体  
中部運輸局鉄道部  
警察本部交通指導課

事業目的	踏切道での交通事故防止を図るため、踏切保安設備の設置を推進するとともに、踏切道における安全通行の指導取締り、PRの強化を図る。
事業計画の概要	<p>1 「踏切安全通行カルテ」を活用した重点的対策 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>2 交通指導取締りの推進 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。</p> <p>3 広報及び教育の推進 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため踏切事故防止キャンペーンを推進する。このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。</p> <p>3 被害者支援等の推進 踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>4 幅員差対策の推進 踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。</p>

